

平成20年第3回当別町議会定例会 第1日

平成20年6月10日（火曜日） 午前10時開議

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 当別町農業委員会委員の推薦について
- 第 4 議員提案第1号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める
意見書の提出について
- 第 5 議員提案第2号 支庁制度改革に関する意見書の提出について
- 第 6 請願・陳情審査付託の件
- 第 7 諸般の報告
- 第 8 理事者の報告
- 第 9 報告第 1号 平成19年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第10 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(和解及び損害賠償額の決定について)
- 第11 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度当別町一般会計補正予算(第7号))
- 第12 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(当別町税条例の一部を改正する条例制定について)
- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第13 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につい
て)
- 第14 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第1
号))
- 第15 報告第 8号 平成19事業年度当別町土地開発公社の決算に関する書類の提出
について
- 報告第 9号 平成20事業年度当別町土地開発公社の事業計画及び予算に関す
る書類の提出について
- 第16 議案第 1号 固定資産評価員の選任について
- 第17 議案第 2号 平成20年度当別町一般会計補正予算(第1号)

第18 議案第 3号 平成20年度当別町老人保健特別会計補正予算（第1号）
散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	小山裕君
税務課長	村上修君
財政課長	森田至君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
美しいまちづくり課長	東志諭君
住民環境部長	鈴木博史君
住民課長	野生須敏夫君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
会計管理者	高谷仁君
教育委員長	大澤勉君

教 育 長	高 橋	義 君
教 育 部 長	高 橋	通 君
代表監査委員	米 口	稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	遠 藤	涉 君
次 長	森 忠	明 君
主 幹	吉 村	光 雄 君
係 長	春 田	秀 彦 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（竹田和雄君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成20年第3回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

5番 小早川 孝 男 君

6番 桑 内 雅 彦 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（竹田和雄君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成20年6月10日から6月13日までの4日間とし、6月11日、12日は休会といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、6月10日から6月13日までの4日間とすることとし、6月11日、12日は休会とすることに決定をいたしました。



◎当別町農業委員会委員の推薦について

○議長（竹田和雄君） 日程第3、当別町農業委員会委員の推薦についてお諮りいたします。

当別町農業委員の推薦については、議長指名といたしたく、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議会推薦の農業委員は1名とし、神林俊一君を推薦することに決定いたしました。

それでは、ただいま当別町農業委員に決定されました神林俊一君よりごあいさつを願います。

○7番（神林俊一君） 一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいま議長より当別町農業委員会委員にご指名をいただきまして、身に余る光栄と存じます。本町の基幹産業は農業であり、ただいま農業を取り巻く情勢は非常に厳しいものがございます。そういった中で私は町政、議会とのパイプ役となって精いっぱい努力をしてまいりたいと思っております。どうぞひとつ皆様方の一層のご指導とご鞭撻を心からお願ひ申し上げまして、簡単でございますけれども、お礼の言葉にかえさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。（拍手）



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第4、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○14番（後藤正洋君） 議員提案第1号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成20年6月10日提出。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、神林俊一、柏樹正、小野広実、桐井信征、岡野喜代治、白杵英男。

当別町議会議長、竹田和雄様。

提案理由。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このため、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要である。

よって、ここに標記意見書を提出することを提案するものである。

なお、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の案につきましては、各議員のお手元に配付をいたしておりますので、ご高覧をいただきたいと思ひ

ます。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（竹田和雄君） 議員提案第1号について、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第5、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○14番（後藤正洋君） 議員提案第2号 支庁制度改革に関する意見書の提出について。
支庁制度改革に関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成20年6月10日提出。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、神林俊一、柏樹正、小野広実、桐井信征、岡野喜代治、白杵英男。

当別町議会議長、竹田和雄様。

提案理由の説明をいたします。

北海道は支庁制度改革に関する条例案について、現行の14支庁制度から9総合振興局、5振興局という支庁再編案を提出されようとしているが、この案は、長年培われてきた札幌市を中心とした本町の地域経済圏、生活圏、文化圏などに大きな影響が懸念されるものである。また、地域によっては、振興局、総合振興局、道庁と二重構造から三重構造になり、今まで以上に複雑な組織となり、その対処方針も示されておらず、該当地域の衰退が一層進むことが懸念される。

北海道においては、支庁制度改革が地域の意見を踏まえ、十分な検討を重ね、拙速ではなく慎重に進められるよう強く要望する。

よって、ここに標記意見書を提出することを提案するものである。

支庁制度改革に関する意見書案につきましては、配付をさせていただいておりますので、

ご高覧をいただきたいと思います。

以上、議員提案第2号の提案説明とさせていただきます。

○議長（竹田和雄君） 議員提案第2号について、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号、議員提案第2号に関して意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（竹田和雄君） 日程第6、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されておりますので、会議規則第92条の規定により、常任委員会に付託し、内容によっては他の方法により取り扱いたします。

それでは、請願・陳情文書表1番の陳情書については総務文教厚生常任委員会に審査終了まで付託をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

続いて、請願・陳情文書表2番の陳情書につきましては産業建設常任委員会に審査終了まで付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

いずれの陳情書につきましても議会閉会中も審査するものとし、その費用は議会費をもって充当いたします。

次に、請願・陳情文書表3番の請願書につきまして紹介議員の紹介を求めます。

神林君。

○7番（神林俊一君） 国営造成農業水利施設等の確実な整備・維持・更新のための請願書。

当別町議会議長、竹田和雄様。

請願団体といたしまして、当別土地改良区理事長、山田智、篠津中央土地改良区理事長、

南部重雄。

紹介議員、私以下、市川議員、岡野議員、小早川議員、白杵議員、稲村議員、6名でございます。

請願趣旨を朗読いたします。

当地域は、大規模で生産性の高い水田農業を基幹とし、都市近郊の利点を生かして消費者との交流が展開されている農業地域であります。

また、当地域の農業水利施設や農地が有する生活用水機能、環境保全機能などの多面的機能は、地域の社会資本として重要な役割を果たしています。

しかし、地方分権改革では、国営土地改良事業制度や国の地方支分部局を廃止・縮小するなどの議論がなされています。

北海道が将来にわたって安定した食糧供給基地として、十分な役割を果たすことのできる状態を保つためには、国営造成施設等を確実に整備・維持・更新することは重要であるものと考え、国営土地改良事業制度の充実を図り、維持管理対策を強化するための組織体制存続していただきたく、請願いたします。

なお、次ページに更新のための意見書等が添付されておりますので、ご高覧願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（竹田和雄君） ただいま紹介のありました請願書につきましては、農業政策の重大な局面を迎えており、本町の農業団体が請願している状況下にもあり、当別町議会としては本件を採択することとし、意見書案等の取り扱いにつきましては議長に一任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、本件を採択することに決定をいたしました。

なお、意見書案及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。



◎諸般の報告

○議長（竹田和雄君） 日程第7、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告を申し上げます。

5月20日、21日に東京のメルパルクホールで開催されました第33回町村議会議長副議長研修会に出席をいたしました。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管してありますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。

◇

◎理事者の報告

○議長（竹田和雄君） 日程第8、理事者において報告事項があれば、その報告を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 平成20年度第3回当別町定例議会におきまして行政報告を申し上げます。

情報公開制度の実施状況についてでございますが、当別町情報公開条例第23条及び当別町個人情報保護条例第31条の規定に基づき、平成19年度の実施状況を報告いたします。当別町情報公開条例に基づく実施機関への情報開示請求は10件ありました。内容は、町長部局に対するものが8件で、当別町水道事業に対するものが2件でありました。開示請求に対する決定等の内容については、10件の請求中、開示が7件、不存在が3件という状況になっております。また、当別町個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求は、平成19年度においては各実施機関ともありませんでした。

以上、開示の方法について請求者から不服申し立てがなかったこともあわせまして、平成19年度の情報公開制度実施状況の報告とさせていただきます。

◇

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第9、報告第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第1号 平成19年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成19年度当別町一般会計補正予算第6号第2条について議決をいただきました繰越明許費にかかわる新たな「共生型」基盤整備事業先進的事業支援補助金につきましては、繰越計算書のとおり平成20年度会計に繰り越しし、使用することについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 報告第1号について質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第10、報告第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成20年2月16日に発生した自動車の物損事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を2万1,659円と定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成20年3月18日付をもって専決処分させていただきましたので、これを報告し、議会の承認をいただこうとするものでございます。

よろしくご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第11、報告第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成19年度当別町一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条の第1項の規定により、平成20年3月31日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、承認をいただこうとするものでございます。

本補正予算は、歳入歳出ともに9,276万5,000円を増額いたしまして、その総額を92億109万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

今回の補正予算は、地方譲与税及び地方交付税などの確定に伴い、財政調整基金5,534万9,000円、減債基金6,464万円を積み立てるため増額したもので、財源といたしまして歳入におきましては町税6,000万円、ゴルフ場利用税交付金526万4,000円、地方交付税3,741万6,000円などの増額と地方譲与税542万円、地方消費税交付金772万6,000円などを減額し、歳出では公債費2,722万4,000円を減額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 報告第3号について、質疑を求めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 若干質問いたしますが、11ページの今町長が提案された9,200万のうちの大きな部分を占める交付税の中身なのですが、地方交付税として普通交付税が2,500万強減額になっております。逆に特別交付税のほうが6,300万からの増になっておりますが、この理由と、それからできれば内容について簡略に説明をお願いしたいと思います。

それから、普通交付税を算定する際の基準財政収入額のうち、前のほうのページにありますように、町長が説明されたように、町民税で現年課税分、個人と法人がそれぞれ増額になっておりますが、交付税の財政収入額のうち町民税の所得割の納税義務者数が実際にその収入額の理論納税者の数値との違いがあって乖離をされた場合に減収補てん債が認められて、当別町でも以前にされたということを伺っておりますが、平成19年度の場合は当別町においてこの乖離はなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

といいますのは、近隣では札幌市も含めて、小樽などでは特にこの乖離が5億からの金額のずれが出ているために交付税が少なく入ってくるという問題があって、それに対応する減収補てん債が認められて、その処理がされているのですが、当別町の場合は平成19年の場合そういうことがなかったのかどうか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（竹田和雄君） 財政課長。

○財政課長（森田 至君） 最初に、19年度の普通交付税の中身についてご説明申し上げます。19年度の普通交付税は、住民税の所得額が税源移譲に伴う税制改正で前年度比48%、また一部企業の好調さによりまして法人町民税では122%の伸びと基準財政需要額全体が18年度に対しまして8,154万1,000円、4%の増となっております。その反面、基準財政需要額の部分では、頑張る地方応援プログラムとして行政改革指数1億1,314万5,000円、ご

み処理料211万7,000円、小売業年間商品販売額1,256万円、製造品出荷額1,205万1,000円の合計1億3,987万3,000円を頑張る応援プログラムとして増額計上したところですが、それぞれの各算定におきましては下水道費の補正係数の増による需要額1億1,915万7,000円、農業行政費で3,936万3,000円の増額はありましたが、基準財政需要額全体としましては18年度に対しまして7,221万7,000円が減少しておりまして、こういったことから19年の交付税につきましては18年度に対しまして1億4,936万8,000円減の31億9,685万9,000円となったところです。

また、特別交付税の部分ですけれども、ルール分といたしまして頑張る地方応援プログラムは限度額の3,000万円、それから公債費負担対策分といたしまして1,161万8,000円、豪雪対策費事業分といたしまして1億1,663万7,000円、臨時地方道路整備事業債分といたしまして4億6,996万2,000円、その他単独事業分として2億8,466万4,000円など9億9,900万円をルール分として交付したところです。

また、特殊財政需要分といたしましては、農業行成分といたしまして4億5,421万9,000円、泥炭道路維持管理分といたしまして3,118万9,000円、その他の経費といたしまして電算システム関係3,631万4,000円、美しいまちづくり推進分といたしまして6,932万1,000円、通学バスなどの教育振興事業費分といたしまして3,361万円、下水道事業関係部分といたしまして1億7,986万9,000円、消防関係といたしまして3,653万5,000円、文化創造とにぎわい創出、これは赤れんが関係になりますけれども、この部分といたしまして2,125万3,000円、その他コミバス関係としまして1,984万円など10億7,700万円を特殊財政需要部分として交付しています。

このルール部分の9億9,900万円と特殊財政需要部分10億7,700万円の合計20億7,600万円を特別交付税の基礎数値として報告したところです。その後この結果の12月部分での交付ですけれども、頑張る地方応援プログラムといたしましては限度額の3,000万円、それから冬期スクールバスの部分としては244万6,000円、人工透析の関係といたしまして195万6,000円など、合計3,521万3,000円がルール分として12月に交付されたところです。

また、特別交付税3月部分なのですけれども、追加要望といたしまして、既に要望している20億7,600万円に加えまして、除排雪に関する経費として2,871万円を追加要望するほか、農地・水・環境保全の部分なのですが、普通交付税で措置されるところとしていました町負担の5,567万9,000円の2分の1の額である2,784万円が本来交付されるということになっていたのですけれども、実際の交付額が1,745万8,000円でありましたので、この差額の部分として1,038万2,000円、それと特別交付税で措置されるとされていまして負担額の2分の1の70%、この額の1,948万8,000円の合計5,858万円を追加要望したところです。

この結果、19年度の特別交付税といたしましては、総額で2億6,308万3,000円で、18年度に対しましては550万3,000円の増額となったところでございます。

それと、次の減収補てん債の関係でございまして、減収補てん債につきましては法人町民税所得割を基準とするものと、それから個人町民税所得割を基準にするものがあ

ります。このうち法人町民税に関する部分ですけれども、平成19年度の算定におきましては18年度の調定額に対し国が想定する法人所得割の伸びを乗じて得た額と19年度の法人の所得割の調定額の見込み、これとの比較により減収補てん債が対象となるか否かを判断します。当別町の場合は、19年度の法人町民税所得割の標準税率の部分で見ますけれども、この調定見込みが1億5,485万円となっています。これに対して国のほうで推定する伸び率を乗じて得た額は1億8,797万4,000円で、国の推定から見ますと3,314万9,000円が少ない、減収見込みであるというふうに算定されますので、この数値をもとに3,300万円を減収補てん債として発行できる額としております。

一方、個人町民税の部分ですけれども、これは税源移譲に伴います減収、町民税の税率が従前は3%、8%、10%であったものが6%に補正されたことに伴いまして、この部分で減収が起きる可能性があるということで、19年度の調定見込額と税源移譲に関しまして国が想定する推定税収との差、これによりまして減収補てん債の対象になるかを判断します。当別町の場合におきましては、19年度の個人町民税所得割の調定見込額は6億6,691万5,000円となっています。一方、税源移譲によります推定の税収は6億4,257万9,000円となっておりまして、国が推定する額よりも町の調定見込額が上回っておりますので、算定上その減少は見られないということで町民税に係る部分での減収補てん債は対象となっていないところでございます。

以上でございます。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 詳しい説明、ありがとうございました。つまるところ、この特交の6,300万については追加での要望をしたことに対するものが出てきたというのが主なものだということで理解してよろしいでしょうか。その中身、時期的な問題で結果的にこれだけの金額が来るということについては、なぜずれてくるのかということなのですけれども、今言われたような事業の推移を見て追加して要望されたものに対する措置であるというふうに理解してよろしいかどうかということと、それから減収補てん債の関係なのですが、特に大きな市なんかではその乖離が激しいということで認められている部分、当別町の場合はその法人の部分については発行が可能だということなのですが、そうするとそういう処理をされるのかどうか。20年度の見込みもあると思うのですが、そのあたりについては認められているのかどうか。市は認めるけれども、町村の場合は厳しいというような話も聞きますが、そういうことはないということなのかどうか、重ねてお伺いします。

○議長（竹田和雄君） 財政課長。

○財政課長（森田 至君） 特別交付税の部分ですけれども、ルール部分については何で出てきたかというのははっきりわかるのですけれども、3月交付分というのはその内容がちょっと明らかにされていない部分がありますけれども、追加交付した部分が大きな要素でふえていると判断しております。

それと、減収補てん債の部分ですけれども、先ほど法人町民税の関係で3,300万という

部分がありましたので、これは19年度の町債の起債充当率の穴埋め部分として予算措置をしており、借入れをしたというところになっております。20年度の部分ですけれども、この部分は現状では町民税に係る部分は恐らく大都市ですと、先ほど税率の関係をちょっと申し上げましたけれども、8%、10%の税率を適用されている方がかなり多いのではないかと。これが6%に落ちていますので、そこで大きく住民税が落ちている部分で減収が起きているかとは思いますが、当別町の場合は逆に調定額がふえている傾向がありますので、この部分での減収補てん債の可能性は薄いのではないかという判断しております。法人町民税の部分につきましても、19年度の決算見込みを見ましても実は法人町民税が伸びてきておりますので、ちょっと微妙なところがあるかなという気はしております。

以上でございます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第4号、報告第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第12、報告第4号、報告第5号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました報告第4号 当別町税条例の一部を改正する条例、報告第5号 当別町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の理由を申し上げます。

報告第4号、報告第5号は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、当別町税条例において寄附金税制の見直し、それから公的年金から特別徴収制度の導入、それから住宅の省エネ改修工事にかかわる固定資産税の特例措置の創設等所要の改正を行い、当別町都市計画税条例においては都市計画税の課税標準となる固定資産税の法に規定する特例について整理が行われたことに伴う法の引用条項等の改正など、関係する条例の規定について所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条1項の規定により、平成20年4月30日をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、承認をお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 報告第4号について、質疑を求めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議案の13ページのところでお伺いしたいのですが、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収というのは、今町長の説明がありましたように、年齢65歳以上の者を今後年金から町民税を徴収するという、言ってみれば天引きをするという中身で、これについては同意できませんので、お尋ねをしたいのですが、これは全国的な形ですから、しかも専決の処理をされておりますので、そういう関係もあってちょっとお尋ねはしたいと思います。該当者は、当別町にこの65歳以上で実際に天引きされるというのはおおよそどのぐらい想定されるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、後期高齢者の関係の制度も年金から天引きするということについてお年寄りが非常に怒っているという例は随分報道されているのですが、これについても町民税を年金から引くということについては相当住民の理解が、同意が私は必要だと思うのです。そういう点では、当別町としてはこういう意向を確かめるような手だてをとるおつもりがあるのかどうか、その必要はないというふうにお考えなのかどうか、それは時期が先ですので、ということがあるのですが、そのあたりについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹田和雄君） 税務課長。

○税務課長（村上 修君） 今の納税義務者のお尋ねでございますけれども、20年4月の1日現在で65歳以上の方で年金受給額相当する方は1,318名でございます。

それから、制度自体は専決処分を、21年の10月の1日から特別徴収が始まるということで1年以上期間があるので、その中で広報等を通じまして周知をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 重ねてもう一度だけお尋ねしたいのですが、今課長が言われたように、周知はしたいということなのですが、同意を得るという方法はとらないということですね。

それと、実際にシステム上の形では整備が必要だと思うのですが、当別町の場合こういうシステム整備にどのぐらいかかるのでしょうか。そういう費用も当別町の町費が必要なのでしょう。それは、国のほうからそういう手当てがされるのかお尋ねをしたいのと、やっぱりあくまでも私は本人の同意が必要だろうと思うし、今課長が言われたように、期間としては1年ほどありますから、きちんと周知される努力は町として私はやるべきだと思うのですが、それについて重ねてお伺いします。

○議長（竹田和雄君） 税務課長。

○税務課長（村上 修君） 柏樹議員さんのご質問の経費の関係なのですけれども、これは当然特別徴収義務者のほうに請求するというので、新たなシステム構築をしなれば

なりませんけれども、今現在どのぐらいかかるかということは積算はしておりません。制度、先ほど申しましたように、21年の10月から運用するために、ことしの夏以降システムの経費等については考えるということになります。

○議長（竹田和雄君） よろしいですか。

〔発言する人あり〕

○議長（竹田和雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（村上 修君） 柏樹議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、税収の徴収の仕組みなのですが、年金支給額の中で18万以下の方についてはこの特別徴収をしない、それと当然その税額を超えない方についてはこの年金特別徴収をしないということでございます。

それと、法律でございますので、今回地方税法が改正されて国会のほうで法律ができておりますので、その要件に該当する方については特別徴収によって21年の10月から特別徴収をさせていただくということでございます。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 重ねてお伺いしますが、同意を得るということについての問題が後期高齢者医療制度でも、実際には始まったのだけれども、お年寄りから天引きするのはけしからぬという声大きいということで与党の自民党、公明党さんのほうでもこれについては外すという方向で今検討されているようです。今度65歳以上の方の町民税についても同じように同意なしに強制徴収が可能かということについてもいろいろ問題が出てくると思うので、これについては税法ですが、町村でもそのあたりの緩和策というか、同意を得ながら進めるという努力を町として可能なかどうかということ、それはできないということで今の課長のご答弁なのでしょうか。

○議長（竹田和雄君） 税務課長。

○税務課長（村上 修君） この制度、今普通徴収でいけば年4回で徴収させていただいている部分が今度年金6回ということで逆に納税の部分は回数が多くなるということ、それから本人が直接金融機関等に納付書等を持ち込んで納税していただいている部分がそういう特別徴収によって納税する利便性があると。そういうことも含めまして、先ほども申しましたけれども、制度を始めることに対する広報等を通じまして、65歳以上の方については、関係者の方々にはご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第4号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第5号について、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第5号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第13、報告第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第6号、当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日に公布され、後期高齢者医療制度の創設に伴い、被扶養者から国保被保険者となった方に対し、国民健康保険税の減免措置を講ずるため、条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月30日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきますよう、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 報告第6号について、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第6号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第14、報告第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

平成20年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条1項の規定により、平成20年5月23日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、承認をいたごうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに1億5,548万6,000円を増額いたしまして、総額を22億8,575万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

今回の補正予算は、平成19年度国民健康保険特別会計の収入において歳入不足となるため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成20年度会計の歳入を繰り上げて充てるもので、措置を講じたもので、歳出につきましては前年度繰り上げ充用金1億5,548万6,000円を措置し、その財源として国民健康保険税1億5,548万6,000円を増額いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 7ページの国保税の収納見込み、今町長が説明されましたように1億5,500万なのですが、昨年5月と、それから一昨年5月と毎年5月に繰り上げ充用の手続をとっておりますが、今回は4月、5月に臨時会が開けず実際には町長の専決という形でされてきているのですが、厚労省のほうからは毎年のように繰り上げ充用している市町村に対する指導を強めなさいというような文書を見たことがあるのですが、当別町もそういう点での指導を受けているのかどうかお伺いをしたいのですが、今町長が言われたように、文教でも説明を受けておりますが、単年度では黒字ということで改善の方

向があるということでは理解をしますが、今後の問題もありますので、そういう指導の対象になっているのかどうかお尋ねします。

○議長（竹田和雄君） 住民課長。

○住民課長（野生須敏夫君） 毎年繰り上げ充用金ということで、今柏樹議員さんがおっしゃるように、厚労省の指導があったのかと。当別町につきましても15年度から赤字ということで累積赤字もふえていたことから、前年度繰り上げ充用金ということで当該年度から前年度の会計へ繰り上げていたところなのですけれども、実は19年に厚生労働省北海道厚生局、これから現地指導がありまして、その中で国保運営の改善を強く求められたという状況にありまして、特に一般会計からの繰り入れによりまして単年度収支の改善を図るように求められたという経緯はございます。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） お尋ねしたのは、今回の20年度の関係で今後指導を受けるのかということ、私の質問が悪かったかと思うのですが、改善されているということで、4,000万から改善があったということで、昨年の指導から見ると改善されているから、今度はそれはあるのかどうかということ率直にお伺いしたいのですが、実は結構18年度も繰り上げ充用している町村が多く出ていると、これは当然国がきちんと国保に対するいろんな負担割合を払わないで町村にいろんな無理をかけてきたということを国は棚上げをしてやってきているわけですから、本来的な解決には、町村がやるということは大変だろうと思いますが、来年も恐らくそういう点から繰り上げを、これ1億5,000万からありますから、単年度でその分を解決するというのはいささか困難だろうと私も思います。ただ、そういう努力をされるという方向づけと、できましたら、私苦言を言うのですが、5月までに臨時会を開いて、町長の専決で決めるのではなくて、やっぱり議会を開く努力をしていただきたいという要望をしておきたいと思います。

それとあわせて、国保事業で、そうしますとこの収納見込み等の関係でいつもお伺いするのですが、短期保険証は改善されているのでしょうか。その関係は、3月末で短期保険証を発行する件数が減っているのかどうかもお尋ねをしたいのですが、説明できればお願いしたいのと、それから短期保険証を出すのに今新たな法律ができて、年金保険料未納者の場合国保の短期保険証を出すという、そういう法律が通ったのですが、当別町は社会保険庁のほうにその事業の申し出をされているのかどうか。これは、議決ではないのですが、そういう扱いをするということになると、年金と国保との関係、全く無関係ではないのですが、かなり大変なことです。このあたりについてはどういうふうになっているのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（竹田和雄君） 住民課長。

○住民課長（野生須敏夫君） 短期証の部分での増減と申しますか、減っているのかという部分につきましては、20年度の4月1日現在での短期証の交付状況を申し上げますと16

3件なのですけれども、これ自体は1月1日現在、それと比較いたしますと、短期証が8件減というふうになっております。

それから、もう一件ですけれども、年金未納者に対して国保の短期証を交付するのとか、その部分については現在当別町としてはどういう形で取り進めているのかという部分ですけれども、社会保険庁のほうから連絡等がありまして、近隣町村に問い合わせしているのだと、そういう状況もあったのですけれども、当別町といたしましては国保会計自体がご存じのとおり非常に厳しい財政状況である、そういう状況の中で年金未納者の方も国保の短期証、保険証の短期証を交付するということはいろいろな部分も含めまして国保会計に与える影響が非常に大きいのではないかと。そういう状況の中で当別町といたしましては、その取り扱いについては取り進めはしていないところです。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第7号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第8号、報告第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第15、報告第8号、報告第9号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました報告第8号、報告第9号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、報告第8号 平成19事業年度当別町土地開発公社の決算に関する書類の提出についてであります。当別町土地開発公社理事長より提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会にこれを提出するものであります。

平成19事業年度は、前年度繰越金及び事業運営費としての借入金を主な財源として、ゆとりっち稲穂住宅用地の一般分譲を主な業務として実施いたしました。ゆとりっち稲穂については、26区画を昨年引き続き分譲したものの、景気の厳しい状況が続いている中、融雪槽等の設置助成制度やあっせん者への謝礼金制度等を継続して行い、札幌圏向けの住宅情報誌への掲載、移住促進事業の照会者への案内、不動産業者との専任媒介契約の継続

など販売に向け取り組んでおりましたが、販売実績には至りませんでした。決算につきましては、前年度繰越金及び借入金等844万1,035円を収入額とし、借入金利息支払い額715万9,920円の支出額となり、差し引き残額128万1,115円を平成20事業年度に繰り越し、当期純損失は555万8,207円を計上するに至っております。

次に、報告第9号 平成20事業年度当別町土地開発公社の事業計画及び予算に関する書類の提出につきましても当別町土地開発公社理事長より提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会にこれを提出するものであります。

平成20事業年度は、ゆとりっち稲穂の売却代金、借入金などを主な財源として、借入金に対する元金及び利息の償還、未処分分譲地の販売費、管理費などに充当し、収入支出それぞれ3,641万1,000円で予算を編成しております。厳しい経済事情の中、販売促進策を積極的に利用し、不動産業者との連携を続ける中からインターネットの活用によるPRに努めるなど、未処分区画の売却を計画しております。

以上、報告第8号、報告第9号についてよろしくご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 報告第8号について、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第8号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（竹田和雄君） 報告第9号について、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第9号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、報告第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第16、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第1号 固定資産評価員の選任について、提案の説明を申し上げます。

地方税法第404条の規定に基づき市町村長の指揮のもと固定資産の評価を行い、市町村長が行う固定資産の価格決定を補助する固定資産評価員について、固定資産税業務を所管する総務部税務課長の職にある者を固定資産評価員に選任するため、地方税法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第17、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第2号 平成20年度当別町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出とも1,142万8,000円を増額いたしまして、その総額を78億3,567万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものとしていたしましては、町内会自主防災組織への防災資機材購入費121万4,000円、コミュニティーバスの運行に関し平成20年度から当別町地域公共交通活性化協議会がその運行主体となることから、同協議会の負担金として1,200万円、産地競争力の強化を目的とする強い農業づくり事業補助金として3,758万8,000円などを増額し、コミュニテ

ィーバス実証運行業務委託料4,680万円を減額するものであります。その財源といたしましては、道支出金4,195万8,000円を増額する一方、国庫支出金1,000万円、諸収入2,380万円などを減額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 補正予算の11ページの一般管理費の防災資機材について120万ほどの予算を盛っておりますが、この中身と、それから配備される場所はどこなのかをお尋ねします。

あわせて、次の下のほうのアスベストの関係の調査業務委託なのですが、これは対象はどのような施設なのか、これを業務委託される業者というのはどのような業者なのか、それからそういう業者が当別町におられるのかどうか、専門のそういう業者を入札でされるのかお尋ねをしたいと思います。

以前からも学校等でのアスベスト対策で相当議論されたこともあるのですが、この委託によって当別町の固有財産の調査がこれですべてできるものかどうか、今後の見通しも含めてお尋ねをいたします。

○議長（竹田和雄君） 総務課長。

○総務課長（小山 裕君） それでは、11ページ、備品購入費の防災資機材の関係でございますけれども、この防災資機材の購入につきましては総務省消防庁のほうで地域安心安全ステーションのモデル事業ということで募集をかけているもので、平成20年度におきましては北栄町町内会を推薦していたところですが、北海道内において2団体、そのうちの1団体として選定を受けました。それで、資機材等につきましては白樺コミセン、収容避難施設にもなってございますので、白樺コミセンのほうに配置をしていきたいと考えているところです。

なお、購入費の内訳の部分ですが、配備する備品等につきましては資機材の保管庫、それと多目的テント、担架、簡易ベッド、それと折り畳み用の200キログラム対応のリヤカーになりますけれども、それら2台、それとパトロールブレイカー、キャップ、それと腕章等30組、それらを予定する中で配備をしていきたいということで考えているところです。

○議長（竹田和雄君） 財政課長。

○財政課長（森田 至君） アスベスト調査の関係ですが、実は平成17年度にアスベスト調査を行ったのですが、そのときのアスベストの成分といたしましてはクリソタイル、アモサイト、クロシドライトというものの3種類、これを法律に基づきまして含有量の調査とか、それから気中濃度を測定したところです。場所は、例えば役場庁舎とか太美保育所、当別の小中学校、春日団地など19施設について調査したところですが、調査結果につきましては含有量も法に規定する部分よりも低いし、また4カ所で含有

量が高いところがあったのですけれども、気中濃度につきましては法の規定値よりも低かったという結果が出ています。ただし、当別小学校の機械室におきましては、気中濃度は法の数値よりも低かったのですけれども、子どもが日常的に出入りする部分ではないのですけれども、学校施設ということで、これにつきましてはアスベストの除去作業をしたところではあります。

今回の調査なのですけれども、17年度のときの3成分に加えまして、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの3種類が実は追加になった関係がありまして、この関係で前回アスベストを除去した当別町小学校の機械室以外につきましては再度含有量の分析調査を行おうとするものであります。

委託の関係ですけれども、検査をできる業者が当別町内にいるかということなのですが、これは実は当別町の業者では対応できるところはございません。17年度の調査以降も18年、19年度につきましても定期的に気中濃度調査をしている会社がございます、これは17年度の調査のときに依頼した会社で、こちらがありますので、今回の20年度の調査につきましては、日本データサービスという会社なのですが、こちらのほうにサンプル等のものもありますので、基本的にはこちらのほうで調査したほうがいいのかという気持ちは持っております。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第18、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 平成20年度当別町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに3,428万7,000円を増額し、その総額を2億4,817万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」

をお目通しいただきたく存じます。

本補正予算は、前年度医療費等の精算に伴い償還金3,428万7,000円を増額するもので、その財源といたしましては繰越金3,428万7,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（竹田和雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

6月13日は午前10時から開会いたします。

本日は大変ご苦労さんでございました。

（午前11時25分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成20年第3回当別町議会定例会 第2日

平成20年6月13日（金曜日） 午前10時開議

議 事 日 程 （第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	小山裕君
財政課長	森田至君
財政課参事	後藤博宣君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
住民環境部長	鈴木博史君
環境生活課長	山崎俊彦君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
商工課参事	池田和仁君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
会計管理者	高谷仁君

教育委員長	大澤	勉君
教育長	高橋	義君
教育部長	高橋	通君
管理課長	山田敏	行君
代表監査委員	米口	稔君

事務局職員出席者

事務局長	遠藤	涉君
次長	森忠	明君
主幹	吉村光	雄君
係長	春田秀	彦君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（竹田和雄君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、6月10日に引き続き、平成20年第3回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

5番 小早川 孝 男 君

6番 桑 内 雅 彦 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（竹田和雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序はお手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、白杵君の質問であります。

白杵君。

○4番（白杵英男君） 議長のお許しをいただきまして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、農業振興策の中の一つの事業としてあります軽トラによる農産物の販売というような事業について質問をさせていただきます。日ごろより町長は、町行政でほかには見られぬコミュニティーバスを初めとするアイデアと実力で新しいまちづくりの考え方を背景にして努力、実行されてこられたことに敬意を表する次第であります。また、先日来各地域を職員とともに町政懇談会を開催されて回り、町民の皆様に対して現在の行政の説明と理解を得、次期長期総合計画の策定に当たり町民の皆様の声を反映するべく奔走されてきたことを十分に承知しているところでございます。町政懇談会で農業振興の一つとして軽トラによる農産物の直売というユニークな事業を説明されました。各地の懇談会でその事

業の説明がまちまちでありますので、基本的なところからこの事業についてお伺いをして私たち議員や町民の理解、認識を統一したいものと思っております。

さて、全道的に不景気風の吹く中で当別町においても基幹産業であります農業を初めとする経済全般についてその風が吹いています。町民全体の願いの一つは、言うまでもなく個々の経済の向上であります。農業生産性の向上を今まで取り組んできた美しいまちづくりを背景に、当別町の農産物や加工食品等の直売に求めようとする軽トラによる青空市場の構想は、町民の皆さんが注目をするものであり、私自身も日ごろより感じていた思いと重なる場面もあります。多くの問題や困難はあると思いますが、ぜひ成功させていただきたく、この成功のために私も協力をしていきたいと思っております。現実のものとして実現させていくために、町民の皆さんとともに農業議員として積極的に協力を惜しまない覚悟であります。このために十分な理解をし、認識を一つにいたしたいと思っておりますので、質問させていただきます。

まず最初に、この事業にたどり着きました経緯、目的をお聞かせください。そして、この事業を推進していくためには、町はどのような立場、また役割を考えておられるのでしょうか。そのことについてお伺いをいたします。

また、事業を定着させ、経済効果を上げることが重要だと思いますので、単発的なイベントのようなことではその効果はなく、年間の開催時期を長くするために綿密な作付、出荷計画、他の農業者との協力、農協、野菜農家や園芸農家、食品加工者等の理解や協力、連携が必要と考えます。何よりも町と農業者、関係団体、農民が同じ目線に立って意思の疎通をとって進行することが必要でないかなと思っております。その理解、協力、連携を得るためにどのようなことをお考えでしょうか、お伺いをいたします。

さらに、この事業の実施はいつごろを目標とされ、実施場所はどのようなところを考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

町長の考えるこの軽トラックによる青空市場は、話題性は十分で町の内外で注目になると思います。それだけに全町民に理解や認識は十分され、お互いに信頼し合って成功させなければならないと思います。言うまでもありませんが、多くの意見を取り入れ、慎重に取り組んでぜひ成功させていただきたいと思っております。ご苦勞をされながら現在この事業を進めていることと思っておりますが、実施に向けて現在の一番の問題点はどのようなことでしょうか、あればお聞かせをください。

将来軽トラックによる青空市場が成功し、さらに多様なニーズにこたえるため、今後事業の組織化や商工との連携が必要と思っておりますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

また、この青空市場が農産物や加工品の通信販売や出張販売に発展することや当別町の全体的なPR活動もこのようなことに利用が考えられると思います。事業が成功し、また新たなる課題が生まれ、あらゆる角度で事業が進展し、当別町の産業の一翼となることを期待してそのための協力を惜しまないことをお約束をいたしまして、一般質問といたしま

す。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時18分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

白杵君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 白杵議員さんの一般質問にお答えをいたします。

農産物直売の青空市についてお尋ねでございますけれども、その答弁に入る前になぜ今このような取り組みが必要なのかということについて少しお話をさせていただきたいというふうに思います。平成16年から始まった新しい生産調整システムにおいて、産地づくり推進交付金として地域の特色ある水田農業の展開を図る産地づくり対策は、白杵議員も十分ご承知だと思いますけれども、農業者のメリットを享受する、そういうこととデメリットも甘受する、受け入れると、そういうものであったと思います。私たちは、当別としてはグループ営農すること、あるいは産地指定で野菜などをつくること、そういうことにメリットを与えようというふうに協議会の中で積極的に多くの方が発言をされました。私は、そういう施策を進めてきたところであります。従来の農政にはない思い切った手法が取り入れられたのは、担い手経営安定対策でございました。もう一つの産地づくり対策は、市町村の創意工夫を重視する助成措置で、交付対象作物や交付水準については基本的には市町村の判断にゆだねるというものでありました。これもどういふものをつくる場合は多く交付金を上げようと、そういうふうなことはそれぞれ当別町で多くの意見を練って決めたものであります。食料・農業・農村基本法、白杵議員もご案内だと思いますけれども、その8条には、地方公共団体はその地方公共団体の区域の自然的、それから経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。市町村は、一律ではなくて、それぞれの自然状況や経済状況や社会的な条件、お年寄りばかりしかいないとか、若い農業者がいっぱいいるとか、いろいろあるでしょう。そういうことを町長はしっかり考えて実施する義務があるというふうなうたわれているものであります。

私は、29歳のときに父の急逝により農業を営む一家の柱となりました。農家でいうところのくわ頭でございました。そのころ農業基本問題調査会の会長であった東畑精一氏、当時はラジオにはことごとく出た名前であります。「家の光」、「農家の友」などにも出た名前であります東畑精一氏は、地価の高騰、地価の値上がり、第2種兼業農家の急騰、兼業農家、兼業農家と言われる人が大幅にふえた、急騰、その2つは農業基本法の制定した当時、農業基本法というのは農家と非農家との所得の格差をなくすために、圧倒的に農家

が経済に苦しんでいたものを、戦後農家の所得を高めるための基本法でありましたけれども、それを決めた当時、この東畑精一さんでさえも2つの農業基本法を決めたときに地価が上がるということと、こんなにも兼業農家がふえるのかということについては、彼でも見通せなかったということ、これは間違いだったと、基本法の間違いだったというようなことを後日述べているのでありますが、農家と非農家の所得格差の解消はされました。しかし、それは基本法にいうところの小さな農家が全部大きな農家になって大規模になったからということではなくて、兼業でありながらもいろいろな努力をしたことによって兼業農家が所得を高めたことによって、専業農家のように大型化はしなかったけれども、農家所得がふえたのだと、実はそうだとすることを当時農家ならだれでも知っているほどの有名な、著名な東畑精一氏はそのように述べていたのであります。私は、いわゆる担い手、つまり専門的な農家や農業生産法人の力だけではなくて、日本の農業生産力を支えることは専門的な農家、私自身有限会社農業法人を北海道でも相当早い段階で法人化したものではありますけれども、しかし日本の農業生産力を支えたのは専業農家や大きな農業法人、そういう部分ではないのだなということを農家のくわ頭になったころ、今から40年前からそういうことは確信しておりました。

石狩市と合併する前の浜益村では、かつて村内の中学2年生を全員ハワイに派遣しております。上磯町でも大野町でも由仁町でも、鷹栖町でも東川町でも清里町でも、白滝村でも猿払村でも、今私がほとんど町村会の役員としてお会いしている方々、役員としておられる方々の村や町でありますけれども、そういう町村も中学生を長期間海外に派遣したことがあると聞いております。私も多くの機会に恵まれて、外国の農村へ数多く行ってまいりましたが、イギリスを初めヨーロッパの国々では裕福な人々を中心とする農村への還流現象、農村へ帰る現象、回る、行く現象、還流現象は豊かな自然に包まれ、ゆったりとした住環境のもとで毎日のように土に、泥に触れ合う暮らしを味わうことは、都会の人々にはそう簡単にまねのできるものではないということに羨望のまなざしが向けられておるのであります。ですから、日本では安定兼業農家は都会へ移り住まなかったのであります。兼業農家である程度所得がふえてきた農家、それは都会へは移り住まなかったのです。今はもうちょっと農家ができなくなってしまうとそこにはおれなくなってしまうことになっているのでありますけれども、兼業農家に力がついたときは外国の農村のように農村で悠々と農家ライフを楽しんでいたものであります。

しかし、それでは何のために農業が必要かと、私はこの際むしろ質問をいただいております臼杵議員さんにも、そしてまた議場の参与、職員にもこの際問うてみたいという、そういう気持ちでございます。私が町長に就任した2001年ころ、日本では4兆円産業と言われた米市場があつという間に30%米価の下落によりまして、米市場は30%以上下落してまいりました。また、今月の7日の日経新聞によりますと、既にもう道内の農業者の新規の就業者というのは昨年よりもどンドン、どンドン減って650人くらいになってしまったということを報道しております。しかも、それが網走や十勝など大規模な農家ほど新規に農

業に就業する人が減少しているということを報じております。もとの経済企画庁では、私の町長に就任したところの2000年にと10年、つまり2010年になると日本の農村から担い手がいなくなってしまう、そして多分そのころ世界の食糧事情は世界的に不足するということとを予測する試算を産企庁は出しておりました。

私は、5年前にこの議場で一般質問に対しまして、昔おにぎりは家で作ってピクニックやハイキングに持って行って外で、戸外で青空のもとで食べるものだった、ところが今ではスーパーやコンビニで買ってきて家の中で食べるものになったという答弁しました。つまり180度方向転換、そういうことをここで述べた記憶がありますが、あれから5年たった今でもまだ当別町の農家では野菜など農産物が原形をとどめたままでエンドユーザーの一般消費者に届いているというふうに使われている、勘違いとでもいいでしょうか、そういう方がまだまだたくさんおるのでないかと思えます。そんな時代はもうとっくに終わっているのでありまして、農産物の大半がカットされたり、あるいは加工されたり、そういう姿で流通して、お米でさえも今や御飯として流通しているわけですから、農業はやり方を変えなければならないのであります。

私は、資源環境問題に悩むこれからの日本はIT技術、それと高度なモータリゼーションを生かして効率的な食農システムを、食と農のシステムを構築しなければならないことを3月議会にもお話をしたところでありますけれども、2005年には、2005年だったと思えますけれども、日本農業賞を受賞した愛媛県の内子町の直売所の事例を今調査しているのでありますけれども、POSシステムを導入して携帯電話でリアルタイムに商品の管理をしているわけでありまして。人口はちょうど2万人、当別くらいの町でありまして、山間に所在し、愛媛県の松山市から40キロほど離れた場所であるというから、ちょうど札幌と当別くらいの距離でないかと思えます。そこには歌舞伎小屋と昔の町並みが保存されている以外は、何もない中山間の町のようにあります。直売所の運営主体は、公設民営の株式会社で、1997年に設立しています。2006年現在で年商6億2,000万円、そこに出荷している生産者は総計で350人です。たくさん出す人、ちょっとだけ出す人、すべて入れてそういう勘定になっていますが、1日平均1,000人くらいの来客があるということですから、平均すると1人当たり、1戸当たりといえますか、170万くらいの売り上げになると。これは、ちょうど岩出山で最低でも出荷者は200万、多い人は700万という数字とよく似ているのかなと想像しておるところであります。この直売所に出荷する生産者は農作物を持参して、直売所わきの事務所でめいめいに思いどおりの価格をつけて、ラベルプリンターに価格を打ち込んで商品に張り、直売所に並べます。これは、我が町でも今れんが倉庫でもこういうシステムを町職員の情報課の職員の手によって極めて安い費用で、古いものを使ってですけども、ここまではまねをさせていただいておりますけれども、午前8時の開店に三々五々にお客が来場されまして、農産物の加工品などを買っていきます。午前9時以降には出荷した農産物の販売状況が出荷者の望む時間に携帯電話に連絡され、出荷者によっては販売状況次第で日に二度三度野菜を収穫し、直売所へ運ぶことができることにな

っています。生産者がもう既に携帯を持っているわけでありますから、自分のこういう携帯で自分の例えば3本縛りのアスパラ100円、細いのは5本縛りのアスパラ100円で出した場合、どちらのものがこの時間帯売れたかというようなことが生産者自体が把握できる、もし太いものが売れているようであれば、ではきょう切るのはやめて1日太らせて出すと、あるいは細いものが売れている場合は直ちに細いの5本で100円にして早く出そうとかいうような判断ができる仕組みであります。夕方6時の閉店には、当日の売れ残った商品はすべて生産者が持ち帰るルールになっています。この直売所では、高齢者でもPOSシステムを十分使いこなしているようであります。

私は、二、三年前に企画部の職員からユビキタスの時代のことについてレクチャーを受けました。つまりいつでもどこでもコンピューターを使う時代が来るのですよ、町長という話、非常に関心を持ちました。従来どおりの直売所システムに比べて、マーケティングにおける革新的な変化であるというふうに思います。日本農業にはマーケティングの力が欠けているということは、だれでも思っているし、だれでも言ってきたことではありますが、卸売市場を利用した従来型の流通システム、それでは生産者は自分が栽培し、出荷した作物に最終消費者である方の評価を聞くことが従来型ではほとんど不可能なのは臼杵議員も理解できておられることと思います。

実は、今の卸売市場、これは大正12年の米騒動というのは臼杵議員はご存じないかもしれませんが、私などは親からよく聞かされておりましたし、書物でも随分出ておったことですが、米騒動が起きたときにつくったシステムでありまして、つまり食糧が不足する時代にできるだけ公平に食糧を配給するために考えたシステムであります。これは、その当時の日本人の公平の知識、知恵、そういうことからくるシステムでありまして、限られた食糧を公平に供給するということから、卸売市場法というのが大正12年に非常に縛りのきつい法律ができたものであります。ですから、おれのつくったものを高くお金のある者に売るといようなことが通るような時代ではなかったときの法律であります。2004年に卸売市場法は大幅に実は改正されたのであります。そして、2007年、去年の4月から市場の手数料も自由化されたのであります。これまで不特定多数の出荷者と買参人、私は花市場に行きましたけれども、何回か視察に行っていますが、花市場では買参人と言うのですけれども、買い受け人が行う競りが原則で、それを通さなければ消費者と生産者が市場で顔を見合わせても勝手に商いをするにはできないシステムだったのでありますけれども、みずからの利益、自由に追求するさまざまな制限がありました。直売所は、生産と流通の規模は小さいけれども、つくった人が売る人であります。大正12年の市場は、非常にきついものでありまして、市場の法律や手数料は随分緩和されましたけれども、しかしそれにも増して直売所というのはつくった人が売る人だと、農民があこがれていた場所ではないですか。生産した作物の評価は、直ちに生産者に伝わるのであります。自分のものがどう評価されるか、どう喜ばれるか、どう嫌われるか、直ちに伝わるのであります。POSシステムを利用すれば、それが稼働すれば、携帯電話で朝出荷した、値づけをした

その値づけの正否が、自分が高かったか安かったか、本当に市場に受け入れられるものであったかどうか、自分自身で刻々とわかります。また、生産者は野菜を1袋ごとに異なる価格をつけることができます。市場ではそうはいきません。全部単一的に、みんなで選んで、さらに市場でそれを均一化するようにされてしまいますけれども、ご自分で出すものについては、これは50円、これはちょっと高く、これはちょっと安く、自由に価格をつけることができます。さらには、1カ所だけでなく何カ所かに生産者が直売所などに出す場合、POSシステムでどっちのものがよく売れるか、どっちのものがどういう状態か、動向を比較することができます。さらには、天候、その日の天候、その場所の天候によって売り上げがどうなるか、その傾向、天気の良いときには葉物が売れないとか、根物が売れるとかいうようなこと、傾向がつかめます。ほかのデータといろいろ、他の市場のデータと連携して自分のもの、あるいは自分たちの地域の産地のものをいろいろ分析することや活用することができるのであります。

私は、7月の中旬ころ、おおむね十六、七、八日ころ、できればそのころ愛媛県内子町と宇和島市へ行きて、内子町長が取締役会長をしております株式会社フレッシュパークから、それと有限会社のしあわせの黄色いハンカチ、さらに鬼北町の青空市、こっちは青空市ですけれども、これも株式会社です。日吉夢産地。それと、当別町と縁の深い宇和島市の道の駅、今この4カ所を視察したいと目下考慮中であります。それに向けて今当別では、当別の農家は何をつくれるのか、どのくらいの方がどれくらいの量をつくれるのか調査しているところであります。近々これについては、札幌のもと統計事務所でありまして、今北海道局になっていますけれども、局長以下職員などの非常に関心を持っておられるところで、一体当別町は札幌の近くで最もすぐれた農村だけれども、どのくらいの農家がいるか、農業所得がどれくらいはわかっている、統計上知っている、しかしどんな農家さんがどんな顔をしてどれくらいの農産物、なかんずく野菜類をつくっているのかを見てみたいと。前身が統計局ですから、統計屋さんですから、見てみたいと。今やそういうものをただ統計をとるだけではなくて、農林省の農業局として北海道の農業の実態をしっかりとらえて農林省本省に持ち帰るそういう資料にされると思います。そういうことをそこでも考えていますので、これは町長としてもゆっくりはしておられませんので、今既にもう担当者をして一体当別にどういう野菜をどのくらいの方がつくっておられるか、どのくらいつくっておられるか、いつころ出するのか、調査に入っています。

そこで、再度臼杵議員に申し上げさせていただきますけれども、私が何をするかではなくて、当別の農家が何をすることが最も重要なことであるというふうに私はとらえておりますので、先例地へ行ってみなければわかりませんが、私は直売所の先例地に、そういうところには、はやっているところ、成功しているところには必ず客を引きつける地理的条件があるのではないかと考えております。当別町の場合、その条件は言うまでもなく農村景観でないかと思うのであります。当別町に歌舞伎座があるわけでもありませんし、大きな滝や湖があるわけでもありません。しかし、札幌市民など大都市の市民からすると

田園風景というのは磨けば相当価値高いものだということは、白杵議員のご案内のとおりだと思います。

私の毎月愛読しております月刊雑誌「潮」の記事によりますと、大分県の大山町は人口3,900人の町だそうですが、80%くらいが農家なのでありますけれども、特産物も何もない、そういう時代があったそうですけれども、梅栗植えてハワイへ行こうと、ちょっとこれに似たタイトルを聞いたことがありますけれども、ここでは梅栗植えてハワイへ行こうを合い言葉に農業革命を起こしまして、今や日本一のパスポートの所持率の高い町になっているのであります。3,900人の町の住民のほとんどがパスポートを持っているということでありまして、梅栗植えてハワイへ行こうという農業革命を起こしたということ。こういう話をしておりましたところ、町内の当別土地改良区でも理事長さんや役職員の皆さんが実は改良区も野菜をつくって賦課金払おうと、合い言葉にしようと思っているのだと笑っていましたが、その笑い顔の陰には私は秘めたものがあるなと思って心強く思っております。単に水田だけをつくるということでは、賦課金も納めてもらえなくなる危機感を持った土地改良区の役職員の方々の決意なのだろうなと思った次第でございます。野菜つくって賦課金払おう。

私は、この際少数の生産組織や農業団体の人と一緒に先例地視察を実施したいと考えていますが、先ほど言いました4カ所を視察したいと考えておりますが、その後には実は担い手アクションサポーターという補助率100%の事業がありますので、先例地を視察に行く場合、町などが主催で行く場合、生産者の組織の人だとかそういう人が行く場合100%補助事業がありますので、ぜひ意欲的な農家の方に先例地視察に行っていただきたいものだというふうに考えているところであります。

6月10日に高橋北海道知事は、14支庁を同じようにスリム化するとそれぞれ総務部という部署を残さなければならないから効率的でないのだと、地域振興展開ができないのだと言われていることが新聞に書かれておりましたが、一方北海道の地域経済活性化ビジョン、それも新聞にそのころに載っておるのでありますけれども、次の北海道の長期計画でございます地域経済活性化ビジョン、その原案では地域の資源や強みを生かしながら効果的な支援策を講じるということになっていきますから、地域の資源、当別なら当別という地域、石狩なら石狩という地域、そういう地域の資源の強みを生かして効果的な支援策を講ずるということになっておりますので、こっちのほうはわかりやすいのですが、知事は14支庁を同じように均一にスリム化することはどこにも総務課を残さなければならないから効果が上がらないというのは、どうも私には理解しづらい知事談話だなと、矛盾しているのではないかとさえ思ったのでありますけれども、そのような状況にありまして昭和61年には当別町は実は農業の産出額は100億円以上ありました。104億くらいありました。それが平成18年には半分くらいの68億円になっております。この68億円には、実は農産物についてくる補助金なども加味しているものでありまして、相当に減少しております。農業産出額の減少は、結局は農業経営が厳しさを増しまして離農が進むことを意味してござい

して、農家戸数も昭和61年ころですと当別町は1,300戸ぐらい農家があったのでありまして、当別農協、西当別農協の総会はそれぞれたくさんのお出席者があって活発な時代でありましたけれども、平成18年は農家戸数が550戸ぐらい減ってしまって750戸ぐらいになっているということでありまして、その傾向は今も続きまして、20年にはさらに100戸近く減少して、今や当別の農家は600戸台になってしまいました。それも、一応農家だという形のものを入れて農家というのが600戸台ということでございます。

そういうような状況でございまして、非常に減少に次ぐ減少をたどっていますけれども、この間国も当別町も何にも手だてを講じなかったというわけではないことはもう再三議会で申し上げておりました。例えば農産物の生産性を高めるために基盤整備の事業に積極的に取り組みまして、総事業額にして1,269億、農家戸数が1,296戸ぐらいのとき1,269億ですから、1戸平均1億と私はいつも口癖のように言っていたのですけれども、そういう基盤整備の事業、そしてそれに伴う町の財源は85億ぐらい負担をしてきておるのでありますが、さらにそのほかに農業機械などの整備のために町単独事業として平成8年以降だけでも1億7,000万ぐらいの補助金を交付しておるわけでありまして、これだけの公費を投入しても先ほどのように農業産出額がどんどん、どんどん減少してまいりまして、平成19年度、当別町というのは個人の町民税の総額が6億6,000万ありますが、そのうち農家の所得というのは1,200万です。個人の町民税の総額の農家の方の所得税は、わずか1.8%にしかならないのであります。

実は、このような状況の中でも農業産出額が逆にふえている町があるのです、北海道にも。ここのところを注目しておるのであります。その一つの例を申し上げますと、中富良野町でありますけれども、最近町村会の理事になられた町長さんでありますけれども、平成元年に中富良野町の農業産出額は69億3,000万だったと、そのころ当別町は89億、大体70億ぐらいと当別町が90億ぐらい、10億ぐらい差があって、中富良野のほうが少なかったのでありますけれども、今20年ですけれども、平成18年のお話を聞いてみたところ、中富良野の町長さんがおっしゃっていますのは、あれから大体1億ぐらいずつふえて9億ぐらいふえて、今大体69億だったのが78億になったというお話をされておりました。当別町ではどんどん減っていますけれども、当別町よりも小さな町で平成年代に入ってからどんどん、どんどん1年に1億ずつ農業の売り上げが伸びている町が当別の近くにもあるということをお白杵議員さんにご答弁申し上げているのであります。作物別に見ますと、平成元年に全体で36%の農業産出額を占めていました米が徐々に減りまして、39%にすぎなかったと。それが野菜の産出額が平成18年までに63%に増加して、逆にこの中富良野ではどんどん、どんどん野菜の産出がふえてきているということでございます。こういう話をすると、やっぱり今でも当別の方の多くの方は野菜は時間がかかるし、手間がかかるし、町長言うのは簡単だけれども、なかなか思うようにはできないものだというふうに言われる方がまだまだたくさんおられるのを私は十分承知して答弁させていただいておりますけれども、現在当別町の転作率は73%まで上昇していますが、61年当時は45%ぐらいで米が主体

でありましたが、そのとき米10アールあたりに生産する所要労働時間は、田んぼ1反つくるのに、10アールつくるのに36時間でありました。今大型化して相当機械化されてきていますので、36時間が20時間程度に短縮現在はされておりますけれども、その水田をやめて麦にしているのが圧倒的に多いのでありますけれども、麦は10アール、つまり1反当たり労働時間は3.4時間です。米は相当少なくなっても1反当たり20時間、しかし麦は1反当たり3.4時間にしかすぎないのであります。米に比べて麦は17時間も10アール当たりの労働時間が短縮しているのであります。米から麦へ転作された方は、相当少なからず労働時間が余力ができたはずであります。この時間を何とかして農業所得向上のために有効に使えないだろうかとは私は反射的に思うのでありますけれども、こういう話をするときも多分もう私はほかの仕事をしている、おれはほかの仕事をしている、余っている時間などないのだというふうに言われる方がやっぱりこの町には多いのであります。

そこで、ぜひ白杵議員さんから町の農家の方に広めていただきたいこと、役場職員はピーク時、私が町長になる直前264人の職員がこの役場の中にいたのであります。264人いたのであります。今現在町長に就任させていただいてから51人減っているのであります。20%近く減っているのであります。213人の職員になっているのであります。213人になっておりますけれども、白杵議員さんは議員でありますからおわかりのとおり、役場の行政というのは年々新しい、後期高齢者保険、おわかりのとおり聞きに来る人だけでも600人もいるような状態、そういう新しい事業のほかに新しいサービスタイム、説明時間、労働時間、事務事業は膨大にふえているのであります。役場は何にもしない、役場はまだ無駄があるのでないかと、今回の懇談会でもそういう声がありましたけれども、農家の方に比べて役場は19.何%、20%の定員削減にして、しかも仕事はふえているのです。仕事量はふえて人数が減ったのですから、もう1人当たりの事業量がふえるのはおびただしいものなのであります。反当20時間、反当3.4時間で耕作できる、そういう話を聞くと職員はうらやましいとむしろ思うのでないかと思えます。どうか農家の皆さんにも安定した農業経営を続けていくために、時間を最大限活用して当別町の農産物に付加価値を与えて、売れ残らない農産物を生産、販売していくことを実践すべきではないでしょうか。それには、生産地が緑豊かで自然にあふれてきれいな農村であることが何よりも必要であります。そういうことから、昨年から年間2億2,000万円、町の負担5,500万円投じまして農地・水・環境保全向上対策事業を実施しているのであります。

そして、次に必要となるのは、農産物の新たな販路開拓であります。現在は、市場流通も多様化しておりますし、インターネット上でも既に農家みずからホームページを開設し、積極的に消費者に向けて情報発信などさまざまな方法がとられておりますが、その中でも私は直売所が最も有効な方法と考えておるのであります。最近、新鮮野菜がスーパーにも並ぶようになりまして、業界では消費者ニーズにこたえるために今このことに真剣に取り組んでおります。しかしながら、農家みずから自信を持って販売する、そういうことが最高の新鮮な農産物提供ということでありまして。

私は、直売所というものがこれからの消費者に求められる販売方法、こういう方法がスタンダードになると思います。今全国に直売所は津々浦々、大きなものは1,100ぐらいありますが、全く個人だけで庭先で、そういうものは無数にあると思うのであります。にもかかわらず、政府が先ほど申し上げたような視察に行くのに100%補助を出すという、これ競争率ありますから、私頑張らなければなりませんけれども、それだけ国が力を入れている、また消費者、納税者が求めているということを当別の農業生産者、農業委員、農協の団体の方々、そういうことは臼杵議員さんの認識にはまだ至っていない方がまだまだおられるような状況でないかとあえて申し上げたいと思うのであります。もう消費者の方が八百屋で買うとか、そういう時代でなくなったということを生産者は強く認識しなければならない。ですから、農業者みずからが安心、安全という付加価値を認識して、そして農産物の販売、そして所得向上を目指すのだという、そういう意欲が必要なのであります。町長はどうするのかではなくて、生産者がどうするかであると最初にこの長い答弁する前に申し上げたのは、ここに結論に至ることなのでございます。そういうことから、議員からご質問のあった農産物直売所の青空市の開催に向けて取り組むことにしたものであります。農産物の直売はこれまでも答弁申し上げたように、当別町の魅力を向上させるために基幹産業の農業を活性化して商業者と一般町民が連携できるいろいろな施策を講ずるべきであると思っております。これは、私の仕事であります。

国が地域資源活用促進法というのを出していることをことしの町民の新年会にことごとく申し上げました。立っていて失礼だったとは思いましたが、しつこく申し上げました。さらに、自立支援促進法、定住自立圏構想というのも申し上げました。国としては新たな地域づくりがまさに始められようとしていることについて、現状を認識するとともに、当別の産物をブランド化して道内や全国に認識させるため一番必要なことは、その発信拠点をつくることだと考えます。農家の人が忙しい中、意識を変えて野菜をつくった、あるいは特産品としようとするものをつくったと。そこまではしたけれども、役場や町長が何にもしないで売れ残ってしまう、そういうことは耐えられません。そのためには、やっぱりそういうものを発信する拠点が必要だというふうに私は思うのであります。それは、生産、加工までされる方にそういう余裕はないのであります。私は、町長として現有の今皆さんが持っている資産で最大限にアピールできる施策として、どこの農家でも持つておられます軽トラックによる青空市、これを提供しました。軽トラックの青空市は、国道337号線の道路側帯に移動販売所として設置するもので、もう国とこのことについては協議、了解済みでございます。側道に車をとめることは、町長の管理下にあります。町は、電気とトイレをつくる投資は必要ですけれども、あと多くの投資は当面できません。そういう形の中で、先ほど内子町で1,000人のお客があると言いましたが、337は日量3万台の車が通行していると言われておりますので、そういうところで札幌市民をターゲットにしています。札幌市の上田市長と懇談というか雑談の中でこの話をしましたところ、この計画に大変興味を持って、開発庁の役所の中でお役人のいるところでの懇談、雑談程度の話でし

たけれども、そういうところで、今国道ですぐ駐車帯ができるわけではありませんので、札幌市では場所を提供することだとか、市の広報紙に掲載する、あるいはチラシの配布を札幌市が行うなど、人を集めるPRも札幌市が行うなど、そういうようなことでぜひ札幌でやってほしいというリクエストがありました。これは、実は事情をお聞きしますと、札幌市180万の都市の中には本当に高齢者の方々が多く住まわれている団地があって、なかなかスーパーまでも行くことができないというような、行きづらいというか、ご不便だという、そういう地帯があるというようなことでございます。そういう場所に当別産の本当にフレッシュあふれる人がフレッシュそのものの野菜をもし届けることができたなら、そしてそこで対話ができたら、この高齢者の方々にどれほど喜びを与えるかと、多分上田市長はご自分の頭の中でいろいろ描いているものがあると私も想像できたのであります。

8月30日に厚別区にある市民交流広場で厚別区役所と市民団体が共催するフリーマーケットがあるのですけれども、それとタイアップする事業として当別軽トラマーケットを開催することとなりました。当日は、軽トラ23台で会場に出向きまして、農家の方が直接消費者と対面して当別の新鮮で安全、安心な農産物を販売することとなりますが、当別町がこれから行おうとしていることを大々的にPR、また売り方や売れる農作物は何かなど、今後取り組みに大いに参考になるものでございます。

また、札幌市では、それより前、7月の25、26日、同じ場所で厚別区民祭りが催される。この区民祭りは、2日間で10万人の集まりがあるお祭りだそうでございますので、このときに当別軽トラがPR用に2台、野菜、また加工品を積んでPRをさせていただく場所を設けていただくことになりましたので、私は参加したいと考えております。そのために従来から積極的に取り組みを進めている事例が数多くありますので、生産組織の人と団体などと先例地を視察してまいりたいというふうに考えているところであります。

何よりもこの取り組みに参加していただく方は、農業所得向上に向けてみずからが販売し、所得向上を実現するという強い意識が農産物直売所、青空市の成功のみならず本町農業の発展に真に必要なというふうに考えます。例えばどういう方かという、ごく農家っぽい農家の主婦、ただいろいろな世間話ができるというのではなくて、例えばカボチャにしてもこのカボチャを植えるときに二つ葉のときに葉をこのように南へ向けました。南へ向けると、このつるは北のほうへ伸びていきます。北のほうへ伸びていくほうがこの場所では太陽が小さいときからおがるまで当たるのですと、太陽が初めから成熟するまで満杯に当たったのです。そういうカボチャです。たったそれだけの説明が物すごく消費者の心をとらえるというふうになるものだと思います。ですから、ただ美味しいとかお話が上手だとかということだけではなくて、生産者のお話ができることが消費者に今一番求められていることではないかというふうに思います。そういう意味では、当別町の商工会女性部がいもだんご汁の商品開発をしてくれたのはすばらしいことだったと思いますけれども、そのようなことを次々と拡大していくために私は札幌市との連携を深めなければ当別の農業はならないと思いますし、深めていくことによって当別の農業者と札幌市の商業者、工業者

とのコラボレーション、つまり国が言う農、商、工連携になるのだというふうに思います。新たな農産物の商品開発にこれにつながる可能性が大きいというふうに、私はそういうことに大きな期待を寄せているところであります。現在道議会で提案されました高橋知事の支庁制度改革は、当別町と札幌市との連携は否定的なものでありますが、私が空知管内の小さな町村と連携するよりも従来どおり札幌圏との連携が望ましいと思うのはここにゆえんがあるのであります。札幌市の商、工の方と連携するチャンスが大きいと、空知の小さな町には当別と同じような農、農、農、そういう形になるのでないかという考えでございます。そして、この地域ブランドになる商品開発の実現に向けて、第一歩とも言える当別軽トラックマーケットを成功させて次のステップへつなげていくことが非常に重要なことであるというふうに思います。

私は、この議会が終了すると間もなく71歳になります。大学進学を勧めてくれた父の意思に反してみずから自分の希望どおりあこがれる農業者になったのですが、運命のいたずらか、若かった父は51歳で急逝され、33歳の春、町議会議員になり、時流のままに38年間馬齢を重ねている間に本来子孫の遺伝子の安全を守るはずの農民は、金さえあれば食糧はどこからでも買えるという、買うことができるという考え方の人たちによって次々に消されていったと思います。今、任期満了を目前にして、当別農業のほだ火になりたいとひたすら願っていることを申し上げまして、白杵議員に対する答弁を終わります。

○議長（竹田和雄君） 白杵君。

○4番（白杵英男君） 大変事細かく町長の熱い思いを説明していただきました。私も本当に感動する部分もありますし、ぜひ協力したいと思っております。世の中は、今食の安全で揺れ動いておりますけれども、そういう面でもタイミングのいい時期かなと思っております。きょうの通告の一つの部分で農協との連帯をどのように深めるかというようなことで、今までの答弁の中に入っているのかなとは思いますが、ちょっとお聞きしたいと思います。その面だけどうぞよろしく願いいたします。

○議長（竹田和雄君） 再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 今白杵議員の質問で既に言われておりますように、私としては答えさせていただいたつもりでございますが、生産組織あるいは農業団体の方と視察に行くとか、あるいは今後も生産者の方にできるだけ100%補助の事業を獲得することができるように努力をしたいとか、またその前段、今どういう農家がどういうものをつくっておられるかということ調査中という、これはすべて農協、JAのご協力のもと、特に農協の常務理事さん、あるいは部課長、農協の部課職員の皆さんには絶大なご協力を、町職員同士連携していただいております。

○議長（竹田和雄君） 以上で白杵君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○副議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告2番、石川君の質問であります。

石川君。

○3番（石川和栄君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の前に、皆様のお手元にあります質問通告一覧表の中で2点このたびの質問に控えさせていただく箇所がありますので、よろしく願いいたします。まず、1つ目は、防災対策についてが一番下に書かれています廃校売却益を自治体財源に活用というところはこのたび削除させていただきます。それと、2つ目の財源対策について、ふるさと納税についてもこのたび質問を控えさせていただきますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、防災対策について。小中学校の耐震化について。今回の中国四川省の大地震では、学校施設に甚大な倒壊被害が出るとともに、多くの児童生徒が生き埋めになり、学校耐震化の必要性がクローズアップされました。我が国、我が町はどうでしょうか。ことし4月現在での公立小中学校の耐震化推進の推移を見ますと、全国で58.6%、北海道では44.8%と5割に達していません。財政難や過去に大地震の前例がないなどの理由で対応がおくれているのが現状です。児童生徒が生活の大半を過ごし、災害ときには地域の防災拠点としての大切な役割を担う学校の耐震化は待ったなしです。早急に耐震化推進計画の策定をし、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強の実施をしていただきたいと思います。今開かれている国会で公立小中学校の耐震化工事に対して補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げ、さらに交付税措置を拡充することで地方財政負担が現行の3割強から13.3%と半分以上に圧縮されることが決されました。負担が大きく軽減された意義は、大きいと思います。災害は、いつ起こるかわかりません。学校耐震化の推進は、児童生徒を初め町民の生命にかかわる最重要の課題であります。町民の安全、安心、生命を守るのが議員の第一の責務です。早期対応を強く求めます。町長のお話をお伺いいたします。

環境対策について。マイはし運動の推進について。北海道洞爺湖サミットを7月に控え、地球温暖化対策への関心が高まっています。現在地球規模で森林が急速に減少し、砂漠化が広がっています。森林が伐採されると植物や土壌の炭素が放出され、大気中の温室効果ガスをさらに高めることとなります。国会で森林の整備を促し、CO₂の吸収量をふやすことを目的とした特別措置法が成立、5月16日から施行されました。樹木を間引きし、成長を促す間伐を自治体を実施する際、地方債で経費を調達することを初めて認めたほか、積極的な市町村への交付金制度も創設しました。林業の衰退で森林の整備を進めなければ

ならない深刻な状況です。私たちは、出先で食事をするときには必ずと言っていいほど使っている割りばし、日本では1年間に約250億ぜんの割りばしが使われていると言われていて、1人当たりに換算すると、約200ぜんの割りばしを使っていることになります。ほとんどの割りばしは、使用後にはごみとして捨てられているのが現状です。この割りばしの約96%は外国からの輸入であり、98%は中国からです。中国では、この割りばしをつくるため広大な面積の森林伐採が進み、それによって砂漠化が進んでいます。それを防ぐために日本から多くの人々が植林に中国に行っているとのこと、この状況を少しでも打開するためには、おはしなんて微々たることと思いがちですが、そんな小さなことから毎日の生活の中で地球環境について考え、行動する姿勢が大事だと思います。森林資源保全とごみ減量を目的に使い捨ての割りばしを使わず、マイはしを持つエコ運動推進の実施を考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

済みません、先ほど1番目の質問のときに最後に教育長にお願いしますと言うところ、町長にお願いすると間違えましたこと、失礼いたします。

以上2点、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（高谷 茂君） 石川君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高橋 義君） 石川議員さんの一般質問にお答えいたします。

小中学校の耐震診断の推進と耐震補強工事の実施、また国の予算拡充の活用ということでございますけれども、今ご発言がありましたように、学校施設というのは地震災害等から児童生徒の命を守ると、あるいは非常災害時に地域住民の応急避難施設としての利用がされるなど、地域防災拠点としての役割を果たす重要な施設だということについては同じ思いをしているところでございます。このような役割を果たすために十分な耐震構造でなければならぬということで、国としては現在新耐震基準を盛り込んだ昭和56年の建築基準法以前の校舎について耐震診断の実施と、それからその結果必要があればそれに対応するというところで、その対応等について設置者に求めてきている状況にあります。本町の現状としては、ことし4月1日現在で耐震検査を必要とする、いわゆる56年以前に建てられたものということで耐震検査を必要とする、耐震検査を必要としない校舎の棟数ですけれども、61%ということになっております。それから、全国的には先ほど議員ご発言がありましたように、指摘がありましたように、耐震化を必要としないとか、あるいは耐震化工事を終えた割合というのは59%、全道でも48%というふうな状況になっているところでございます。必ずしも改善状況が高いとか、あるいは進んでいるという状況でないのですけれども、先ほどの話にもありましたけれども、古い文教施設がどんどん、どんどんふえてきているというふうなことだとか、あるいは改築に大変大きな財政的な負担がかかるということではなかなか進んでいないという現状にあります。

このため国としての補助制度として、ちょっと歴史的な流れを説明させていただきますけれども、公共施設の安全性を確保する必要ということで、地震防災対策特別措置法の改

正により平成18年度から国庫補助率が3分の1から2分の1にかき上げされたと。さらに、平成19年度からは地方債元利償還額の2分の1が交付税措置をされることになって、国の補助制度、地方財政制度の拡充が図られてきておりますけれども、先ほど指摘がありました、特に最近の動きで18年に能登半島の地震があったとか、あるいは新潟の中越沖地震があった、あるいは海外でこの5月に四川省の大地震で大変多くの校舎が倒壊して犠牲者を出すというふうな地震災害も発生していることから、今国会でつい先日地震防災特別措置法改正案が可決、成立しております。改正法においては、耐震補強工事にかかわる国庫補助率を、平成18年度に引き上げられた2分の1の補助率を特に危険な施設についてはさらに3分の2にかき上げすると、地方債の充当率と交付税算入もさらに拡充するというところで耐震化への取り組みを加速してきているところでございます。本町としても、本年度昭和56年以前の鉄筋コンクリートづくりの建物を対象として耐震化優先度調査を行って、コンクリートの強度だとか耐震化のための改修状況などを調査することにしておりますけれども、今後の本格的な耐震診断とそれに伴う必要な耐震補強工事については今回改正された国庫補助制度、あるいは地方財政措置の期限が定められた緊急対策であるということも考慮いたしまして、改正内容を早急に調査研究し、その活用などについて十分検討しながら今後計画的な取り組みなどについて町長部局と協議してまいりたい、こういうふうには考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 石川議員さんのマイはし運動についてのご質問でございますけれども、お答え申し上げますけれども、森林は土壌の保水だとか浸水、それから崩壊を防ぐ機能のほかに温暖化の原因であります二酸化炭素の吸収機能を持っておりますので、森林の保護は非常に重要なことだというふうに考えておりますが、近年資源の無駄をなくすような取り組みが日常生活の中でもどんどん広がっていると思います。例えば紙類のリサイクルだとか、不用家具の再利用、それから買い物袋の持参、さらに自家用車のアイドリングストップだとか、それから節水、節電など多種多様なものがありますけれども、このことは省資源、省エネルギーに対する個々の意識が非常に高まってきたことを意味するものであります。町といたしましては、マイはし運動の趣旨も同様でありますけれども、環境の保全はごみの発生を抑制する上からも大切なことと考えております。役場では、廊下だとか会議室、それから事務スペースなどの照明、蛍光灯の本数を減らしたり、必要に応じてスイッチを入れるなど、朝来たら役場の庁舎どこでも電気がついているという現象は今はない、トイレすらも使う人が入るときつけて入るというような状態でありますし、公用車も普通車を減らしてすべて軽自動車に入れかえております。町長の公用車も相当ガソリン消費量少なくなつて、排気量少なくなつて、3回くらい小さくしておりますけれども、ハイブリッド車を導入してガソリンを節約するというようなこと、それからコピー用紙は書き損じの用紙、今ほとんど役場庁舎内では両面を利用しているということでございます。

それから、冬期間の暖房は設定温度を20度として、非常にこの冬寒かったと思うのですが、そのような状態で運転時間、午後3時45分になったらもう消してしまうというようなことで燃料費の節約と同時に二酸化炭素の排出を少なくする取り組みをしております。また、ポリタンクを設置しまして、職場の中に、職員の家庭で使った廃てんぷらの油の回収でBDFとしてコミバスの燃料として再利用する取り組みなどを行っている、部署によってはそれを積極的にやっているところがあるわけで、そういう取り組みで事務事業の見直しの中で省エネ対策として早くから役場では行っているところでもありますけれども、これからも行政、それから事業者、町民それぞれの役割を明確にして町として一層循環型社会を目指していきたいと思っておりますけれども、北海道町村会の協議会だとか、促進期成会だとかの中では治山事業、林業協議会、あるいは造林協会、いろいろありましたけれども、最近はいわゆる公共事業の削減によりましてこういう組織がどんどん合併化されていっているわけでもありますけれども、簡単に言うと道路の次は治山、治水、造林、そういうものは余り金がないからというふうに短絡的にそういう発想になっていっております。私としては、そういう状況の中でやっぱり当別は4分の3が山林ですから、この山林を大切にしなければ本当に大変なことになるということ、はし1ぜん1ぜん大切にすると同時に、やっぱり1人人間が生きていくために13本ぐらいの広葉樹が必要だということを考えるときに、ぜひ農家の方は家の周りに、農家は土地が広いわけですから、ぜひ農地・水・環境保全事業、それでお金がもらえるものではありませんけれども、農業者としてのステータスとしてやっぱり木を植えて農家林をつくるというようなことをやっていただきたいと、これは強力に今後進めていきたいと思っております。

私自身議場で申し上げるのは僭越ですが、山林にこれから5カ年計画で毎年1ヘクタール、2ヘクタールという規模で木を植えようとしております。出費にもなりますけれども、やっぱり山林を持っている者がそういうことに励まなければならないだろうと思っております。ぜひ一人一人が木を大切にすること、木を使用の面で考え方を考える、いわゆる無駄遣いをしないということと同時に、やっぱり新たな木を植える。木は寿命のあるものですから、やっぱり新しい木を植える努力をしなければならないと。そういうことをして行って、それでそれに負担が伴うので、国の支援をとということを言わなければならないと思っておりますので、やっぱり林家の、林業農家の人は努めて木を植えるように、また普通農家の人は努めて屋敷林をつくるように、そして町はできるだけ町の周りに、公園とか街路には木を植えて、いたずらに木を枝払いしてしまわない、短く。街路にいる人たちが木の葉が落ちるから嫌よということと言われるからということで、木の葉を春先から切ってしまうということは全然言語道断だと思います。木の葉が落ちたら、それを慈しむとか楽しむというような、街路樹、道路のそばに住んでいる人はそういうゆとりとか理解を持ってもらいたいと。町の道路から、町の公園から木の葉が落ちてくる、とんでもない考えでないかなと私は思いますけれども、ぜひ石川議員さんからもそういうお考え、はし1ぜんも大事ですが、町道の木だとか枝だとか、そういうものを迷惑そうに町

に片づけなさいというような意見は少なくなるようにご協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○副議長（高谷 茂君） 以上で石川君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

次に、通告3番、柏樹君の質問であります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

町長の政治姿勢について、まずお伺いをいたします。国内では貧困と格差拡大が進み、労働者、高齢者、障害者、農民、中小企業業者などあらゆる層の暮らしと営業が底が抜けてしまったかのような不安と危機に見舞われております。大企業は、昨年度バブル期の1.7倍に当たる33兆円の利益を上げ、大企業が利益を上げればいずれはめぐりめぐって家庭にも及ぶとの政府のシナリオは崩壊しております。財界、大企業への支援をしながら国民には負担増を押しつけてきた失策に国民は怒っております。投機資金による原油高、穀物高による生活必需品の値上がりやコスト高が国民の生活と中小企業、農業などの経営をさらに圧迫しております。政府は、6日、母子家庭の状況や施策をまとめた母子家庭白書を閣議決定しましたが、それによると母子世帯の1世帯当たりの平均所得金額は前年より大幅減、9.2%減、金額にして20万円以上とのことであります。全世帯の平均所得金額のこれは4割以下に当たります。厳しい経済状況がわかります。この人たちの暮らし向きが苦しいと感じる人の比率が前の年より10%近く上がって89.5%になると報道されておりました。これは、政府の調査によるものであります。福田自公政府は、生活者重視といいながら生活者にとっては冷酷であります。後期高齢者医療制度について参議院で廃止法案が可決しました。この制度に対する怒りの声は、沖縄で選挙結果にもあらわれたことを福田首相も認めております。廃止を訴えた共産党は、大きく議席を伸ばしました。年齢という線引きによって高齢者を医療から締め出し、負担増を強いる制度の本質が国民に知れるにつれ、怒りが広がっております。今月3日の参議院厚生労働委員会でも自民党の尾辻元厚生労働大臣が反省していると発言、舛添大臣までも私はこのとき設計に加わっていない、こう言い出しております。至急もとに戻して新しくもう一回考え直すと中曽根元首相が言い、一たん凍結してゼロベースで国民的議論をと堀内元自民党総務会長も発言をする、塩川正十郎元財務大臣が後期高齢者医療制度は財政上の都合ばかり優先されて人間味が欠けていると言ったように、制度そのものが廃止されるべきと考えます。当別の町民も加わって今

不服審査請求が各県段階で行われております。この4月以降も特に町民にとっても生活不安が増大しております。当別町の基幹産業である農業を見ても、町長自身も強調されているとおり、大事な局面にあると思います。ここ二、三カ月の世界の情勢は、食糧不足、食糧高騰は世界的危機ともいふべき深刻な事態となっていることが多くのマスコミでも取り上げられております。この3年間で小麦の国際価格は3.3倍、大豆は2.5倍、トウモロコシは2.5倍に高騰したといえます。米の国際価格は、わずか3カ月で2倍になったと。食糧危機問題で日本が積極的な貢献をするためにも農政、米政策の抜本転換が迫られております。日本にとって不要な年間77万トンものミニマムアクセス米の輸入中止が第一と共産党は主張しております。輸入しながら国内で減反を強いるのは、おかしいことだと思います。町村官房長官が減反政策を見直す必要と表明しましたが、米価を保障する政策を示さないうまま減反廃止というだけでは米価下落を懸念する農家に一層混乱をもたらすだけであります。さらに、輸入への依存が大きい麦や大豆、飼料穀物などを価格保障などの施策で国内増産が重要ではないでしょうか。3月にも食料自給率向上との兼ね合いで町長に質問いたしました。この時期改めて町長の考え方についてお伺いしたいと思います。

次に、水田・畑作経営所得安定対策は、品目横断的経営安定対策の名称を変えて進められておりますが、ことしの秋以降農家の作付には平成21年度から22年度以降の見通しが示されていないと来春は、来年の春には計画できないとの声が聞かれております。国や道への働きかけを含めて町長の考え方、姿勢をお伺いいたします。昨年この制度によって多くの農家が切り捨てられたことを質問しました。モデルと言われた北海道の畑作地帯の農家でさえ所得が減ってしまったこと、政府の育成対象としている大規模経営の人が一番大きな影響を受けたとも言われています。しかし、現在当町でもこの制度によって農家経営がされており、来年度以降どのような見直しがされるのか、制度そのものの見直しなのか、部分見直しなのか、今後の国政、道政とのかかわりを含めてお伺いをいたします。

次に、町民との身近な対話重視についてお伺いをいたします。5月から行われてきた町政懇談会は、町が当面抱えている課題を住民に説明し、理解を得ることを主要な目的として進められてきたものと受けとめられております。私は、該当地域の住民としてゆとろ会場での懇談会に参加をしましたが、議員席があるからとその席に案内されました。議会からも参加をしておりますと紹介されることを拒むものではありませんが、町長が後に大勢でひな壇にネクタイ姿は仰々しさを感じさせないだろうかと町側のスタイルを変更されたと伺っております。ざっくばらんに懇談、住民の要望や意見を聞く場としてそういう方式を今後工夫されてもよいのではと感じました。私の参加したところでは、およそ100人からの多くの町民が、しかも12の町内会が一堂に会するというのも、懇談会そのものがたしか6年ぶりということだったと思いますが、私は2つや3つの町内会で身近な話題も話ができるという、そういう雰囲気、対話型のイメージの懇談会も価値があると思いますが、町長にお伺いをしたいと思います。もちろん私たち議員も積極的に住民と接する役割を持ってありますが、役場の管理職が地域に出て住民とひざを交えることも多々あって

も行政を進めるにはプラスではないかと思うからであります。当別町の第5次計画策定に向けての議論をこれから審議会にゆだねていくことと思いますが、町民の間でも広くこの話題を交わすためにもアンケート結果を受けての満足度の向上を目標にしておりますが、満足度といえば安心感を持つために具体的な施策と手だてが必要だと思っております。例えばJRとコミュニティーバスの活用の問題、人口2万人目標を10年後挙げておりますが、それと先ほどの議論にもありました農業者の関係、農業人口、町長も答弁されておりましたが、66億から68億という農業生産高、これが10年後は70億というふうに書いてありますが、これがどうなるのか、あるいは13の営農組織が19にという一定の目標も出されておりますが、私たちの仲間でも評価をしていますが、これが実際にどうすれば実現できるのか、あるいはそこに加われない、そこから外れる農家がどういうふうになっていくのか、そういう議論をこういう場を通して積極的に建設的な意見交換の場が私はあってもいいかと必要性を感じるところであります。この点について町長にお伺いをしたいと思います。

次に、教育について教育長にお伺いをいたします。当別町では、幼稚園、保育所の計画案が出されましたが、昨年12月の政府の規制改革会議答申は保育所への直接申し込み制導入や保育料の自由化、保育所への公的補助撤廃、保育士比率や面積の基準引き下げなどが要求されておりました。その後の閣議決定で規制改革3カ年計画で多様なニーズにこたえるということをお口実に国と自治体が責任を持つ制度をなくして民間ベースの方向が決められたことから、全国で抗議の声が上がっています。厚労省が子育て支援を掲げながら、公の責任を投げ捨て安上がりに保育制度そのものを根底から切り崩すことになりかねません。保育所は、子どもの生活と成長の場であります。ふさわしい施設と質、安定した運営が不可欠だと思っております。保育士などの身分保障の問題などもあって保育所問題は日を改めて質問いたします。

今回幼稚園教育に対する公的責任について教育長にお伺いをいたします。幼稚園は、今言ったように保育所とともに幼児期の子どもたちの心身の健やかな発達を確かなものにするための幼児教育施設であるとともに、多様で豊かな活動を通じて小学校入学前の基礎を築く就学前教育施設としての役割を担っております。しかも、4、5歳児の九十数%が幼稚園や保育所に通うなど幼児教育は事実上準義務教育化しております。当別町でも昭和50年代から60年代にかけてほとんどの子どもたちが町立の幼稚園、保育所から小学校に上がってまいりました。保育時間の延長や午睡、給食の希望、通園に関する問題などなどいろいろありましたが、町教育委員会としての対応が住民から期待をされ、信頼もされてきた歴史だというふうに私は思います。これまで町立の幼稚園として果たしてきた役割について教育長はどのように評価をされておられるのか、まずお伺いをいたします。

幼稚園教育の重要性を考えると公立、私立にかかわらず将来にわたり安定的に質の高い教育が継続的になされる必要があります。十分な議論や理解がない中での民営化がされると、良質な教育が損なわれるのではないかと危惧する声も上がっております。経営優先の考え方が出てきたり、就園対象幼児数の減少によって運営が放棄されたり、弊害が生

ずる事態も各地で事例としてあると聞いております。サービスの十分性を引き受ける法人、今回学校法人でしょうか、適格性の基準、こういったものを教育長はどう考えておられるのかお伺いをいたします。

この2点について教育長のご答弁をお願いいたしまして、第1回目の質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時29分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

柏樹君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、町長の政治姿勢についてでございますけれども、農業が抱える自給率向上に向けて食の安全の課題などについてございましたけれども、最初にお答えいたしますのは町政懇談会のことでありますけれども、平成14年から6年ぶりに開催したわけでございますけれども、前は19カ所で開催したということもあって600人を超える参加者がおられましたけれども、今回は半分以下の7カ所ということもありまして、町民の皆さんの参加の数も500人以下だったという状況でございます。前は陳情、要望型になったことも考えまして、町側からテーマを示すような形で開催をしたわけでございますけれども、それは次期の町の総合計画などについてどう思いますかとか、当面の国政、町政の課題、問題についてちょっと説明をするというような、そういうところから始まったのではありますけれども、結局は総合計画について具体的なお話は余り聞けなくて、ゆとりと西コミセンで2回ずつ開催しましたけれども、やっぱり大きな集まりはどうしても発言しづらいという雰囲気があったというふうに考えます。逆に6月に入ってから弁華別だとか金沢、南部地域会館というところに行ってきた方がやっぱり少人数で話題も多くなったということもございますけれども、本当の声を聞くのにはやっぱりもっともっと我々のほうで工夫が必要でないかなと、そんなふうに結論としては考えまして、結局は今回は町会議員の方々にもおいでいただいて住民と町側の懇談会を聞いていただいて、場合によっては飛び入りでも発言をしていただくことも想定はしておったのでありますけれども、余りそういうことがふさわしいような話題がなかったということもございます。今後はこういうことをやる場合にはまず行政推進連絡協議会とよく意見交換をして、そして今本当に住民の側で問題というか意見を言いたいと思っているのはどういうことかということ、そういうことをもっと掌握するという、それから今町で準備に入っています地域担当職員、それを活用してより具体的なテーマに絞っていくことがよいのではないかと。それからまた、

当別町にあるいろんな団体、町内会単位ではなくてボランティアの連絡協議会とか女性団体連絡協議会とか、文化協会とか体育協会とかPTA連合会とか、それから事業別団体、それから農家だけとかいうようなこと、農家でも花農家とか野菜農家とか、そういうふうなことによってテーマも随分絞られてくるし、変わってくるのではないかと、そういうようなことが大事でないかなと。いずれにいたしましても、行政推進連絡協議会と今後はよく練って組み合わせなどもテーマなども考えていきたいと、そのほうがよいのではないかというふうに思います。そして、やっぱり当初ねらって、町側が考えておりました次期の総合計画について本当にどういうふうに進めていったら、住民のアンケートまでしたわけですから、アンケートによる満足度を高める方向に町政を持っていけるかという、そういうことが何らかの結論というか方法が見出せるようにしなければならないのではないかと。例えば先ほど臼杵議員の質問にもお答えしましたけれども、軽トラによる農産物の直売所とか、そういうことについて一つの起爆剤になるようなことを行政推進連絡協議会などで十分に話し合ったものをもって、こういうことについてどう思いますかというふうな話、そういうことが望ましい姿でなかったかなと、そんなふうに思っているところでございます。

次に、水田・畑作経営所得安定対策について2009年以降の見通し不透明ということについて農家が不安に思っていると、町として迅速な取り組みが望ましいのではないかというふうに言われておりますけれども、ご指摘のとおり災害だとか天候不順による国際的な食糧危機、それから食の安全、安心などが揺るがされる状態が頻繁に起こっているわけで、自給率の低い我が国としてはこれを放任できる状態ではないというふうに思っております。基幹産業が農業である当別町の果たす役割というのはやっぱり非常に大きいのだということをお我々は認識しなければならないと思っております。そういう事態を打開するために、これもさきに臼杵議員の質問に答弁しているとおり、農作物の付加価値を高める、それから生産者の所得向上を図る、そういうことで初めて新鮮で安全、安心な農産物が消費者に受け入れられるようなことになるということでございます。そういうことですので、水田・畑作経営所得安定対策については、当初小麦では18年度まで実施された麦作経営安定対策資金、総額70%を固定払いするというようになっておりましたけれども、実際に交付された比率は全道平均で58%と大きく下回って、近年の担い手生産性の向上の努力が反映されていないという非常に支援水準が低い実態でありました。そういうことから、国は麦などの生産振興の品質向上を図って手取り水準の確保を図るために、先進的小麦等の生産支援事業を19年度から21年度まで3年間実施するというにいたしました。その結果当別町では、19年度は1億8,400万円交付されまして、1俵当たり700円上乗せになりましたけれども、前年と比較しますと非常に差があるということで今後各団体の動向を見きわめて要請しなければならないと思っておりますけれども、22年以降の具体的な内容については早期に示すべきだということをおはきのうこの議会休会をしていただきまして、北海道町村会で同じような問題を持っておりましたので、十何項目について国のほう、あるいは北海道代議士会のほうに要請して歩きまして、北海道選出の与党の先生方とは朝7時半から食事

をするような場所が設けられましたので、そこでいろいろなお話を申し上げ、またそれ以外の北海道選出の全国会議員、全政党の全国会議員の方々をお願いしてまいりましたけれども、特にこの農業問題について21年以降明確にすべきだということを強く要請してきたところでございます。なおまた、そういう中でも北海道町村会としてもやっぱりどうしても北海道は1次産業が大事なのだと、北海道町村会ですから農業だけでなく水産業のことも林業のこともありますけれども、特に農林業については強く要望いたしまして、ほとんどの理事が農業のことについて強く要請してまいりました。北海道選出の各先生方は、そのことについて深い理解を示されましたと同時に、また北海道の先生方から北海道が進めている今の支庁制度改革については道州制が少なくとも3年ないし5年で実現してくるというときになぜ支庁制度なのだということを逆に聞かれたというようなことで、ほとんどの先生が今北海道が進めていることについては余り理解をされていないのかなと、そんなふうには感じてまいったところでございます。いずれにいたしましても、北海道は1次産業をもう少し全道の町村が一致協力していくべきでないかと逆に激励されたというような状況でございますので、そのことを申し添えまして、答弁を終わらせていただきます。

○議長（竹田和雄君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 柏樹議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、当別町における町立幼稚園としての果たしてきた役割ということでございますけれども、当別町の幼児教育としては昭和40年に私立の幼稚園から当別幼稚園に引き継がれて、当時から4歳児、5歳児を受け入れる町立幼稚園として設置されております。その後ご承知のように園児数がふえて昭和50年に鉄北幼稚園が増設されたと、また園児数が減少して平成18年度にまた1園になると、こういう経過をたどっております。言うまでもなく議員ご発言のように人生の基礎を築く幼児期でございますので、この時期の教育というのは大変重要視されなければならないということで、幼稚園については小中学校と同じように国で幼稚園教育要領というのが定められております。したがって、幼稚園教育要領に基づきながら当別町の幼稚園として、当別町の幼児教育の具体的展開の場として大変長い間にわたって大きな役割を果たしてきております。当別町の場合は、このような経過と、それから長い間町立幼稚園として幼児教育の重要な役割を担ってきておりますけれども、先ほども言いましたけれども、幼稚園教育というのは学校教育の一環というふうに位置づけられておりますし、その内容、方法などは基本的には公立、私立とも同じものでありますから、各地域では幼児教育の重要性ということはどこでも同じように踏まえながらも公立だとか私立などいろんな設置形態があると。ただ、当別については、公立として大変長い間幼児教育の中心になってきたと。そのことについては、大変大きく評価しなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、民営化に伴う経営優先ということについてどうなのかということでございますけれども、民営化に当たっては学校法人を対象に募集することになりますけれども、教育内容については先ほども言いましたけれども、基本的には幼稚園教育要領に基づくものであ

り、民営化されたとしても幼稚園教育の目的を逸脱するというふうなことは考えられないことであるというふうに考えております。ねらいを達成する十分な教育が行われていくものというふうに考えているところでございます。また、具体的な学校法人の募集に当たっては、幼稚園経営の安定性だとか、あるいは実績があるというふうなこと、それから教育、保育の理念や質を維持向上できる体制だとか組織が確保できるとか、あるいは今日的な多様なニーズに対応した教育、保育内容が提供できる、また子どもの発達や育ちのための良好な教育環境が保持できるというふうなことを考えながら、さらには資金計画だとか経営体質において健全で透明性のある経営ができるというふうなことを条件に学校法人の選定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。ちなみに、学校法人を監督する、あるいは指導するというのは北海道学事課というところなわけですが、今回地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが改正されまして、私立を管理する都道府県知事は当該都道府県教育委員会に対し学校教育に関する専門的事項について助言または援助を求めることができるようにするということがつけ加えられております。したがって、幼稚園教育のねらいが公、私立ともに統一的な形で進められるのではないかとというふうなことも新しく改正されたところでございます。

以上、当別の果たしてきた役割ということと民営化に当たっての選定の基準みたいなことについて、今考えているところについて答弁させていただきました。以上、よろしくお願ひします。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） ご答弁ありがとうございます。農業関係については、引き続いて要請行動を強めていただきたいというふうにお願ひいたします。

町民との対話の問題で先ほど町長が今後の問題も含めてちょっとお話がありましたが、私も議員としていろんなところで小さな会合などはよく出るのですが、そういうところに出てくるのが懇談会ではなかなか出にくいという問題があって、実は町が積極的に例えばコミュニティーバスの利用を売り出すとか、利用促進のためにいろいろ努力されていることなんかそういう場でどういうふうに出るのかなと思ったら、それちょっと出なかったのですが、私の周りでたまたまこの間金曜、土曜日の夜のコミュニティーバスの利用、あいの里からの関係のが出まして、これに非常に批判的な意見が実はあったのです。酔っぱらった人のために何でコミュニティーバスを運行するのだという話がありまして、実はそれに対する意見が、最終便がどうしてもJR、あそこからこちらに、当別に来ないために結局残業等で、お酒を飲んで来れないという問題もありますけれども、仕事が遅くなって来れないという人も結構あって、当別からあいの里まで迎えに行っている親も結構いると、だからむしろ町がそれを補完するという今回の提案はやっぱいいのではないかとこの話も結構あります。若い層に結構そういうのが受けたのです。でも、その実態を今回ちょっとお聞きしますと、よそよりも非常に利用者が多いというふうに町で評価をしているというふうに聞きました。若い人に話をしたら、自分たちにも実際にそういうことが伝わっ

てきていない、もしもっと広がれば、広報があるけれども、広報を見るのはやっぱり世帯主と奥さんというのが中心で、若い層はなかなか見ないのだと、ネットでといってもそれも当別町のホームページを見てというふうにもなかなかならないと、そういう機会をどういうふうにつくっていくのかというのがやっぱりこういう懇談会、ひざ詰めのいろんな懇談会を通じて、実際にこういうのがされているのだというのが広がっていくことの一つのきっかけも私はあっていいかなというふうに思って、これは逆に町が下請的にやるのではなくて、本来はJRが当別まで来るべきだというのが今までの運動だったのですが、そういうものを一つの例として、今後そういうものがこういう懇談会を通じてより町の施策の積極面ということと、それから町民生活とのかかわりについてこういう場で議論されることを私は期待したいということです、町長に先ほど言われた階層別の懇談会をしていきたいとかというのがあるのですが、そういう人を対象にした工夫もしていただきたいと思いますので、ご答弁していただきたいと思います。

それから、教育長にお尋ねしたい部分は、公立としての優位性を意識してきたのかどうかということです。せつかくある町の部分については、保護者から見ると町立であるということについての安心感というか信頼感というのがやっぱりあるのです。それが私立になると、例えば料金問題もそうですし、それからそこに働く教諭ですか、の人たちの身分の問題等もありますし、そういう点では公立の優位性というのが私はあったと思うのです。その辺を教育長としてどのように認識されてきたのか、またその価値が今後もきちんと評価をされるということでのご答弁をもう一度いただきたいと思います。

いろいろな条件をつけて、法人とのそういうことについては条件をつけていきたいというお話でしたが、絶対に譲れないものという点での公的なそういう性格からしまして、町としては譲れない部分はあるのだよということについての再答弁をお願いしたいと思います。先生が保育所と同じように全部入れかわってしまうという不安だとか、それからベテランの先生がいなくなってしまうと、若い先生を雇えば人件費が安く済むというような、そういう経営の論理が往々にして幼稚園等でもあると。企業発想というか、全国ではいろいろそういうのが問題になったりして、先生を雇う場合も1年契約という事例なんかも、やっぱり先生に対する身分保障の問題なんかも出てきております。保育料が高いけれども、就園奨励費補助があってさほど変わらないという説明なのですが、これとてやっぱり厳しい状況からいうと、できる限りその辺についての条件をどうしていくのかと。よいサービスというのは、料金をたくさん払えばサービスを受けれるのだということではなくて、そういう父母に対するきちんとした説明をしていく責任は教育委員会に私はあるかと思うので、重ねてお伺いをしたいと思います。特に現職員の身分保障の問題を現時点でどう考えておられるか、再質問をいたします。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君の再質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの再質問にお答えいたしますけれども、やっぱり情

報化時代に行政から一人一人の住民に話が伝わるといふ、いわゆる情報の共有化ということとは原則だと思っております。しかし、それをどういふふうに伝えるかということ、いつも頭を悩ませていることで、行政スタイルで難しい話をしてもペーパーに書いてもほとんど見てくれない。ちょっと雑談ぽくなりますけれども、札幌市の市長さんが小樽にある潮まつりにこしは石狩市と行って市長3人で一番先に踊ろうやという話をしているのだと先般市長と私が懇談したときそういう話をされて、いろいろな情報、札幌の隣の小樽、石狩とどういふふうに連携していくかとか、そんなことをしゃべるよりもとにかく潮まつりに行って踊れば、お互いがいろいろと接触しようとしているのだとか、これはいいことだとかということも多くの人にわかるのだと。そういうことは、私たちはお互いこの議場におられる人は選挙をやることもある人ですから、なかなか納得のいく話だと、そんなふうに思いまして、そういうことの中で私たちもやっぱり階層別とかいろいろやらなければならない。先般のように結果的には活発になったところも陳情的な例えば道路をどうしてくれると、お金はないのわかるけれども、やっぱり道路をどうしてくれる、お金はないのわかるけれども、信号が必要なのだよねとかいふ話、そういうことを聞きながら町側からいろいろな話をしていくということ、質問があればそれに関連して町側から話をするのできるということですから、道路を直してもらおうとか、信号をつけてもらおうという思いの人が来てくれるということが結局はいいのだと思つて、先ほど申し上げましたように、テーマを持ってもらって集まっていたらこうという、やっぱりそこだねということなのと、それから町内会長さんだけではなかなか大変なので、町からもサポーター的に行政担当の職員をやっぱり張りつかせて町内会の文化部長さん、婦人部長さんのところへ時々行ってもらわないと、学校統合で学校の行事が地域でなくなった、地域でも人口が減ってきたと。当別のそれぞれの行政区の中の情報も隣にもなかなか伝わらないと。むしろ役場から来るサポーターの人からあそこのうちのおじいちゃん入院したよとか、そういう話が必要な時代になってきているのではないかといふふうに考えます。そういうことで今私たちは一つの案として、全国でもう相当町内会が自主的な団体ではなくて法人化しているということについても、これは時間をかけなければなりませんけれども、時間をかけないと町内会の会長になる人もいないと。そこに住んでいても町内会に入らない人がどんどんふえていくということでは、これはそれこそ限界の集落とか、崩壊する集落とかということになっていくのではないかといふようなことも実は懸念しておりますので、この辺のことについても極力行政推進員の皆さんと話をしていきたいといふふうに思っております。

これも答弁ついでにさせていただきますけれども、今北海道が進めている支庁制度についても、実はこれだけ当別町の議会でこの間満場一致で議決していただいたことも私自身もきのう東京行くまで知らなかったことがありまして、これも北海道が本当に何をやるうとしているのかといふと、北海道町村会の副会長も知らなかった、しかも自分の町では議決しているといふようなことがあって、私も啞然として、道の説明、情報の公開の仕方、非常に問題があるのは、振興局と総合振興局をつくるといふふうに、今までのすべての当

別町に来る文言、説明もそうございました。9つの総合振興局と5つの振興局というふうに言っておったのでありますけれども、今道議会で、これ手元に持っていますけれども、審議されている議案は支庁出張所として振興局を置くということで、我々は3層、4層になるというふうに受けとめておったのが、実は今までのように支庁が振興局になって、それよりもちょっとスケールの大きい総合振興局が置かれるものというふうに理解しておりましたところ、石狩管内は支庁の出張所だということで、今の土現の出張所とかそういうことと同じクラスになると。文言はそういうことになっておりまして、こういうことから、当然道会議員の選挙も、道会議員は支庁単位ごとに置くことになっていますから、そうすると石狩支庁のほうでは今まで選挙区は恵庭とか江別とかいろいろありますし、あれですけれども、これも総合振興局の中で考えることになってくるので、したがってそれが決まらない限りこの条例では附則はいつからということはこのを見ると決められないのです。この条例は、条例が議決されたときから施行するとかいうことを普通は書いているのでありますけれども、そうではなくて決まったとき、次に整合性を配慮しなければならないとか、そういうことで非常にややこしいということでございます。ですから、北海道の中で仮に道議会の中でこれが一定の結果が出たとしても選挙制度の問題がありますから、国のほうで、つまり国会で選挙制度がありますから、選挙の区割りがあるので、国会の中できちっとまた一定の議論が終わらなければ施行が定まっていけないということになって非常に複雑な、国会の勢力とかいろいろ考えると、それはどうなるのだろうかというのが私たちの疑問になりまして、この辺は実は北海道選出国會議員にも道がこのような案を出すということをお話してもいないのだということで声を大きくして言っておられまして、自民党側の代議士さんがそんなふうに言っておられて、ますます私は混乱してきている状態で、一体これは道条例をつくるときに自治体がそれぞれ反対したり議決したりしているようなこと、また選挙が絡んで国でも国の審議の衆議院、参議院の議決も必要だというようなことを何でこんなふうにやっているのだと私は感じまして、それをそのまま自分は町村の懇談会の中で町執行の中で例えばお金がないから除雪費2,800円負担してくださいね、あんなに言っていたのにどうしてわかってもらえないのでしょうか、町内会にも来ないからだよとか、広報も読んでくれないからだよとかいうふうに今までは言うことが多かったのですけれども、柏樹議員のご発言のとおり、多くの人にわかってもらえるようなことをやっぱりきちっと執行側がやっていけない限り多くの人の意見を集約できないのだろうなど。今回の道の条例提案の仕方について非常に大きな疑念を持ってきたことが結局自分の行政推進にやっぱりかがみとしないといけないなど、そんなふうに思った次第でございまして、努めて町内会、行政推進連絡協議会などと密接に、そして各種小さな団体の意見も掌握するような形で進めていきたいと思っておりますので、答弁いたします。

○議長（竹田和雄君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 柏樹議員さんの再質問にお答えいたします。

最初に、町立としての優位性等についてどう評価しているかということをございますけれども、ご承知のように幼児教育ということについては最近年々重要視されてきているということで、以前はなかなか幼稚園というところまで全道的にも全国的にもいっていなかったという中で、当別町としては早いうちから公立の幼稚園をつくって、そして幼児教育に当たってきたということについては当別町としてはやっぱり誇るべきことではないかというふうには考えているところをございます。そういう意味では、やっぱり公立として早い段階から幼児の教育に当たってきたということについては、これは十分評価できるというふうには考えているところであります。

ただ、ご承知のように最近の動きなのですけれども、道内の幼稚園の設置状況というのは幼稚園数で公立で17%、私立で83%、園児数では公立が8%、私立が92%ということで園児の数でいえば90%を超えるのが私立に通園していると、こういう状況になってきております。そういう状況の中で例えば研究組織にしても、それからいろんな新しい動き等についても私立幼稚園と公立というのはそれほど大きな差はないし、逆に私立のほうがちょっとふえる傾向にも今あるというふうな、札幌市の計画なんかも公立を減らしていくというふうなことがあるかと思えます。公立、私立ということではなくて私どもとしては今民営化にすることによって、先ほども話ありましたけれども、当面する保護者のニーズに対応できるというふうなことについて言えば、やっぱり民営化のほうが素早い動きもできてくるのではないかというふうなことも考えておりますし、それから信頼性とか質の向上ということについても、これだけ私立がふえてきている段階で十分それぞれの交流は進められているというふうなことを考えているところをございます。そういう意味では、先ほどお答えいたしましたように、安定性だとか実績だとか、あるいは質の保障ということについて応募される学校法人と十分な話し合いを進めて確かなものにしていきたいというふうには考えているところをございます。

なお、職員の身分保障ということについては、今町の中で全体として検討しながら、身分的な保障は十分進めていくということでの話し合いは庁内で進めているところをございます。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。



◎閉会の宣告

○議長（竹田和雄君） 本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成20年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時05分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員